

伊 勢 市 公 報

第 21 号
平成 18 年 9 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則	3
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則	18
○ 伊勢市児童館条例施行規則	31
○ 伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則	34
○ 伊勢市デイサービスセンター条例施行規則	37
○ 伊勢市心身障害者授産施設条例施行規則	40
○ 伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則	49
○ 伊勢市平家の里利用施設条例施行規則	64
○ 伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則	71
○ 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則	76
○ 賓日館条例施行規則	79
○ サンライフ伊勢条例施行規則	92
○ 伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則	117
○ 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則	120
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	122
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	124
教育委員会規則	
○ 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の全部を改正する規則	127
○ 伊勢市公民館条例施行規則の全部を改正する規則	132
○ 伊勢河崎商人館条例施行規則の全部を改正する規則	137
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則の全部を改正する規則	142
告 示	
○ 市議会定例会の招集について	153
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	154
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 転出による永久選挙人名簿の抹消について	155
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	156
・ 選挙権を有する数の総数 6 分の 1 の数について	157
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 住民票作成による在外選挙人名簿の抹消について	158
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	159
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	160

○ 伊勢市森林整備計画の公表について	161
○ 犬の抑留について	162
○ 公示送達	163
○ 公示送達	168
病院公告	
○ 職員採用試験の実施について	170
公 表	
○ 監査委員公表	172

伊勢市福祉健康センター条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第35号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則

伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成17年伊勢市規則第54号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（身体障害者デイサービス事業の利用の申請）

第2条 条例第9条第1項の規定により身体障害者デイサービス事業の利用の承認を得ようとする者は、伊勢市身体障害者デイサービス利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（身体障害者デイサービス事業の利用の承認）

第3条 市長は、前条に規定する利用申請書を受理したときは、当該申請に係る申請者の状況等を十分勘案して、利用の承認又は却下を決定し、その旨を伊勢市身体障害者デイサービス利用登録承認（却下）決定通知書（様式第2号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

2 利用の承認の決定を受けた者は、市長が指示する関係書類を速やかに提出しなければならない。

（重要事項記載文書の交付）

第4条 市長は、利用の承認の決定を受けた者に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する。

（使用の申請）

第5条 条例第13条の規定により各室の使用の許可を受けようとする者

は、福祉健康センター使用許可申請書（様式第3号）を市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による許可申請書は、使用日前30日から使用日前3日までの期間内に提出しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の許可）

第6条 市長等は、前条第1項の規定により使用許可申請を受理した場合は、その使用目的又は内容を検討し、適当と認めるときは、福祉健康センター使用許可書（様式第4号）を申請者に交付する。

- 2 各室の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、使用許可書を係員に提示しなければならない。

（利用料の徴収）

第7条 条例第17条第1項の規定により利用の承認の決定を受けた者が納付すべき利用料は、月の初日から末日までの間における利用に係る分ごとに、その月の翌月に徴収するものとする。ただし、特別の事情があるときは、利用の都度徴収するものとする。

（使用料の納付）

第8条 使用者は、第5条の規定による使用許可申請の際、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

（附属設備等の使用料）

第9条 附属の設備、器具及び冷暖房の使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（使用の取消し又は変更）

第10条 使用者は、各室の使用を取り消し、又は使用許可の内容を変更しようとするときは、福祉健康センター使用許可書を添えて市長等に申し

出て、その許可を受けなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第16条ただし書の規定により、使用料の返還を行うことのできる場合及び返還額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき 既納使用料の全額
- (2) 使用者が使用を開始する3日前までに使用の取消しの申出をし、市長等が許可したとき 既納使用料の半額
- (3) 使用者が使用の変更を許可された場合において既納使用料に過納金が生じたとき 過納使用料の半額
- (4) その他市長等がやむを得ない理由により使用ができないと認めたととき その都度市長が定める額

(遵守事項)

第12条 使用者又は条例第8条、第9条及び第11条の規定により施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 指定場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。

(個人利用)

第13条 利用者は、伊勢市身体障害者福祉センター、伊勢老人福祉センタ

一、伊勢市中央児童センターの各施設を個人で利用しようとするときは、福祉健康センター個人利用受付簿（様式第5号）に所定事項を記入しなければならない。

（損傷等の届出）

第14条 使用者又は利用者は、伊勢市福祉健康センター（以下「センター」という。）の建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、福祉健康センター設備等損傷・滅失届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（係員の立入り）

第15条 利用者又は使用者は、係員が職務執行のため利用又は使用中の施設又は各室に立ち入ることを拒むことはできない。

（苦情の解決）

第16条 市長は、伊勢市身体障害者福祉センター及び伊勢老人福祉センターの事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、伊勢市身体障害者福祉センター及び伊勢老人福祉センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情解決責任者は、センター長（伊勢市福祉健康センター処務規則（平成17年伊勢市規則第55号）第2条第2項に規定するセンター長をいう。以下同じ。）とする。
- 3 センター長は、センターに所属する職員の中から苦情受付担当者を指名する。
- 4 センター長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。
- 5 センター長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長及び伊勢市福祉健康センター処務規則第5条に規定する伊勢市福祉健

康センター運営委員会に報告しなければならない。

6 次の各号に掲げる施設の事業に関する苦情の解決については、それぞれ当該各号に掲げる規則の定めるところによる。

(1) 伊勢市中央児童センター 伊勢市児童館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第37号）

(2) 伊勢市ひまわり授産所 伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則（平成17年伊勢市規則第78号）

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成17年伊勢市規則第54号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第9条関係）

附属設備器具使用料

設備、器具の名称	単位	使用料	備考
マイク	1本	510円	
拡声装置	1台	1,030	マイク1本含む。
ワイヤレス装置	1回路	1,030	マイク1本含む。
カラオケセット	1台	510	
CDカラオケ装置	1式	1,500	モニターテレビ2台、 マイク2本含む。
ビデオカセットレコーダー装置	1式	500	
舞台照明	1式	510	
コンセント	1口	200	
囲碁	1面	100	
将棋	1面	100	
ガス炊飯器	1台	200	

（注） 使用料は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から21時までを単位として、それぞれ徴収する。

別表第 2（第 9 条関係）

冷 暖 房 使 用 料

区 分	使 用 料（1 時間につき）
社会適応訓練室	510 円
日常生活訓練室	820
調理実習室	510
集会室 1	820
集会室 2	510
娯楽室	1,540
趣味創作室	510
会議室大	820
会議室小	510

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住 所

申請者

氏 名



伊勢市身体障害者デイサービス利用登録申請書

伊勢市身体障害者デイサービスを利用したいので、次のとおり申請します。

フリガナ 利用者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
利用者住所			電話番号	
身体障害者手帳	種 級		手帳番号	第 号
療育手帳	A （最重度・重度）		B （中度・軽度）	
健康状態				
介護上の留意点				
利用したいサービスの種類	1 基本事業 ア 機能訓練 イ 社会適応訓練 2 創作的活動			
利用希望日等	希望日	水・木・金（週 回）その他（月 回）		
	希望時間	午前・午後 時から午前・午後 時まで		

備考 選択肢のある欄は、該当するもの又は希望するものに○を付けてください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市身体障害者デイサービス利用登録承認（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった伊勢市身体障害者デイサービスセンターの利用については、次のとおり承認（却下）することに決定しましたので、通知します。

1 利用者氏名

2 利用者住所

3 利用の条件

(1) 実施するサービスの種類

(2) 利用日時

(3) その他

4 利用開始日 年 月 日

5 費用

（利用を不承認とした場合）

理由

様式第3号（第5条関係）


福祉健康センター使用許可申請書

年 月 日

（あて先）（伊勢市長・指定管理者）

申請者住所	
団体名	
代表者名	
使用責任者名	
連絡先電話	()

次のとおり福祉健康センターの使用許可を申請します。なお、使用に当たっては、使用条件を守ります。

使用日時	年 月 日 午 前後 時から 午 前後 時まで					
使用目的						
使用する 室等○で かこむ	1階	社会適応 訓練室	日常生活 訓練室	調理実習 室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創 作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備 等			
使用予定 人員	人		※使用料 (室料)	円	許可書 割印	
※許可年月日及び番号		年 月 日 No.				
※納付年月日及び番号		年 月 日 No.				

様式第4号（第6条、第10条関係）

（表面）

福祉健康センター使用許可書

年 月 日

様

（伊勢市長・指定管理者）

印

次のとおり福祉健康センターの使用を許可する。

使用日時	年 月 日 午 前後 時から 午 前後 時まで					
使用目的						
使用する 室等○で かこむ	1階	社会適応 訓練室	日常生活 訓練室	調理実 習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創 作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備 等			
使用予定 人員	人		※使 用 料 (室 料)	円	備 考	
※許可年月日及び番号	年 月 日 No.					
※納付年月日及び番号	年 月 日 No.					

許可条件

- 1 伊勢市福祉健康センター条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- 2 上記使用時間には、準備又は原状回復に要する時間を含むものとする。

(裏面)

使用上の注意

- 1 使用中は、センター職員の指示を守ってください。
- 2 指定の場所以外で喫煙したり、火気を使用しないでください。
- 3 騒音を発する等他人に迷惑をかけないでください。
- 4 使用後は、整理整頓し、清掃してください。
- 5 万一、施設の設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに届け出てください。

様式第5号(第13条関係)

福祉健康センター個人利用受付簿

利用月日	受付番号	施設名	申請者	住所	連絡先 (電話)	摘要
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

様式第6号(第14条関係)

福祉健康センター設備等損傷・滅失届

年 月 日

(あて先)伊勢市長

届出者住所

団 体 名

代表者氏名



使用責任者名

次のとおり、福祉健康センターの建物、設備、附属器具を損傷、滅失しましたのでお届けします。

使用許可年月日及び 番 号	年 月 日 許可第 号
使 用 目 的	
損傷、滅失の日時	年 月 日 時 分頃
損傷、滅失した設備 等の箇所及び程度	
損傷、滅失の原因 及 び 状 況	

※届出番号	※損害査定額 円	センター長		係

※印は、記入しないでください。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則をここに公布

する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 36 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 79 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 100 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用承認の申請）

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定によりセンターの利用承認を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録申請書（様式第 1 号）に診断書（様式第 2 号）を添えて市長に申請しなければならない。

（利用の可否の決定）

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用承認の可否を決定し、その旨を伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録承認（不承認）通知書（様式第 3 号）により申請者に対し通知するものとする。

（利用者の登録）

第 4 条 市長は、前条の規定により利用を承認したときは、伊勢市重度身体障害者デイサービス利用者登録簿（様式第 4 号）に登録するものとする。

（変更の届出）

第 5 条 利用者は、第 2 条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録変更届（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

(利用承認の取消し等の通知)

第6条 市長は、条例第11条の規定により利用承認の取消し等をしたときは、その旨を伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録取消・停止通知書(様式第6号)により利用者に対し通知するものとする。

(重要事項記載文書の交付)

第7条 市長は、センターの利用の承認の決定を受けた者に対し、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する。

(利用料の徴収方法)

第8条 条例第12条第1項の規定によりセンターを利用した者が納付すべき利用料は、月の初日から末日までの間における利用に係る分ごとにその月の翌月に徴収するものとする。ただし、特別の事情があるときは、利用の都度徴収するものとする。

(運営委員会の設置)

第9条 センターの適正かつ円滑な管理運営を図るため、センターに伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の所掌事務)

第10条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの事業計画に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 利用者の保護者の代表
- (2) 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会の代表

(3) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第12条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第13条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の庶務)

第14条 運営委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

(運営委員会への委任)

第15条 第9条から前条までに定めるもののほか、運営委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(苦情の解決)

第16条 市長は、センターの事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長及び運営委員会に報告するものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 79 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住所

申請者

氏名



伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録申請書

伊勢市重度身体障害者デイサービスを利用したいので、次のとおり申請
します。

フリガナ 利用者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
利用者住所			電話番号	
身体障害者手帳	種	級	手帳番号	第 号
療育手帳	A (最重度・重度)		B (中度・軽度)	
健康状態				
介護上の留意点				
利用したいサービスの種類	1	基本事業	ア 機能訓練	イ 社会適応訓練
	2	創作的活動		
	3	入浴サービス	ア 普通浴	イ 機械浴
	4	給食サービス	ア 普通食	イ 特別食
	5	介護サービス	ア 必要	イ 不要
	6	送迎サービス	ア 必要	イ 不要
利用希望日等	希望日	月・火・水・木・金(週 回) その他(月 回)		
	希望時間	午前・午後	時から	午前・午後 時まで

備考

- 1 選択肢のある欄は、該当するもの又は希望するものに○を付けてください。
- 2 診断書(様式第2号)を添付してください。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの利用については、次のとおり承認(不承認)することに決定しましたので、通知します。

- 1 利用者氏名
- 2 利用者住所
- 3 利用の条件
 - (1) 実施するサービスの種類
 - (2) 利用日時
 - (3) その他
- 4 利用開始日 年 月 日
- 5 費用

(利用を不承認とした場合)

理由

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起

することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住所
申請者
氏名 印

伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録変更届

年 月 日付け伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録申請書の記載事項について、次のとおり変更しましたので、届けます。

利用者氏名			
利用者住所			
変更事由		変更前	変更後
	氏名		
	住所		
	その他		
変更年月日		年 月 日	
備考			

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

伊勢市重度身体障害者デイサービス利用登録取消・停止通知書

年 月 日付け 第 号で通知しました伊勢市重度
身体障害者デイサービス利用登録承認について、次のとおり取消・停止
しましたので、通知します。

1 利用登録の取消し

(1) 取消年月日 年 月 日

(2) 理 由

2 利用登録の停止

(1) 停止年月日 年 月 日

(2) 停止期間 年 月 日～ 年 月
日

(3) 理 由

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

伊勢市児童館条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 37 号

伊勢市児童館条例施行規則

伊勢市児童館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 62 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市児童館条例（平成 17 年伊勢市条例第 89 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員等）

第 2 条 伊勢市あさま児童センター又は伊勢市黒瀬児童センター（以下次条において「センター」という。）に、次の職員を置くことができる。

(1) 館長

(2) その他必要な職員

第 3 条 館長は、上司の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 職員は、上司の命を受け業務を処理する。

（苦情の解決）

第 4 条 市長は、児童館の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、児童館に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 苦情解決責任者は、館長又は指定管理者の代表者（以下「館長等」という。）とする。

3 館長等は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。

4 館長等は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により利用者等に周知させるよう努めるものとする。

5 館長等は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長（伊勢市中央児童センターにあっては、市長及び伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）第 5 条に規定する伊勢市福祉健

康センター運営委員会)に報告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施設の損傷等の届出)

第5条 利用者は、施設、附属備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに館長又は指定管理者に届け出て、その指示するところに従いこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
- (3) 施設内外を不潔にしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃をすること。
- (6) 前各号のほか、館長又は指定管理者の指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市児童館条例施行規則(平成17年伊勢市規則第62号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 38 号

伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則

伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 63 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市放課後児童健全育成施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 90 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の損傷等の届出）

第 2 条 伊勢市放課後児童健全育成施設の利用者（以下「利用者」という。）は、施設、附属備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長又は指定管理者に届け出て、その指示するところに従いこれを原状に回復しなければならない。

（遵守事項）

第 3 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
- (3) 施設内外を不潔にしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃をすること。
- (6) 前各号のほか、指定管理者の指示に従うこと。

（委任）

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市放課後児童健全育成施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 63 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市デイサービスセンター条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 39 号

伊勢市デイサービスセンター条例施行規則

伊勢市デイサービスセンター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 69 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 92 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情の解決）

第 2 条 市長は、条例第 3 条に規定する施設の事業に関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、センターに苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報告するものとする。

（その他）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市デイサービスセンター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 69 号）の規定によりなされ

た手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 40 号

伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則

伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 78 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市中心身障害者授産施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 99 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所申請)

第 2 条 条例第 8 条の規定により、伊勢市中心身障害者授産施設(以下「授産施設」という。)に入所しようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢市中心身障害者授産施設入所申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 療育手帳又は身体障害者手帳の写し(申請中の者は、申請書の写し)
- (2) 誓約書(様式第 2 号)
- (3) 身上調書(様式第 3 号)
- (4) 前 3 号のほか、市長が必要とするもの

(入所者の決定)

第 3 条 市長は、申請書を受理したときは、その者の状況を十分把握し、入所の可否を決定し、伊勢市中心身障害者授産施設入所決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。この場合において、条例第 7 条第 3 号に該当する場合にあっては、当該市町村長にも通知しなければならない。

2 市長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を解除するものとする。

- (1) 入所者が病気その他の理由により就業に堪えられないとき。

(2) その他市長が入所を解除することが適当であると認めたとき。

3 市長は、入所及び入所の解除の決定にあつては、あらかじめ指定管理者に協議しなければならない。

(職員)

第4条 授産施設に業務を指導するため指導員その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 授産施設の管理運営を円滑にするため伊勢市中心身障害者授産施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の組織)

第6条 運営委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 授産施設入所者の保護者の代表

(2) 指定管理者

(3) 市の職員

(運営委員会の所掌事務)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 授産施設の事業計画及び予算に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(苦情の解決)

第8条 市長は、入所者の処遇に関する入所者又はその保護者等からの苦情を適切に解決するため、授産施設に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。

3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市

長、運営委員会及び伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）第 5 条に規定する伊勢市福祉健康センター運営委員会に報告するものとする。

4 前 3 項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（費用の負担）

第 9 条 授産施設への通所に要する費用及び作業服等は自己負担とする。

この場合において、市外居住の入居者にあつては、これのほか自己負担金を徴収することができる。

（保護者の義務）

第 10 条 授産施設への通所については、保護者が介護しなければならない。

（利益金）

第 11 条 就業により生じた利益金は、稼働日数等により入所者にこれを配分することができる。

（健康管理）

第 12 条 職員及び入所者について、毎年 1 回以上健康診断を行わなければならない。

※実施主体が市であると存じますが、指定管理者でいいですか？

（保護者との連携）

第 13 条 指定管理者は、入所者の指導に関しその保護者との連携を保つため必要に応じ保護者会を開催することができる。

（備付帳簿等）

第 14 条 授産施設には、次の帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 土地、建物、設備、備品関係台帳
- (2) 職員台帳
- (3) 業務日誌

- (4) 入所者関係綴
- (5) 指導訓練関係綴
- (6) 予算及び決算書
- (7) 金銭出納簿
- (8) 資材及び製品の受払簿
- (9) その他必要な帳簿

(その他)

第 15 条 この規則で定めるもののほか、授産施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 78 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

伊勢市中心身障害者授産施設入所申請書

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住 所

申請者

氏 名 ㊟

(電話 局 番)

心身障害者授産施設に入所したいので申請します。

住 所				
氏 名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)
手帳の 種 類	身体障害者手帳		種 級	
	療 育 手 帳		A ・ B	
心身の 状 況	※(1) 常時介護を必要とする。(2) 一部介護を必要とする。 (3) 介護を必要としない。			
通所の 方 法	※(1) 徒歩 (2) 自転車 (3) 自家用車 (4) バス (5) 電車			
	※(1) 単独通所 (2) 保護者送迎			
保 護 者	住所		氏 名	
備 考				

(注) ※印は、該当するものに○印をする。

様式第2号(第2条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)伊勢市長

保護者 住 所 伊勢市 番地
氏 名 ⑩

伊勢市中心身障害者授産施設条例施行規則に基づき、保護者の義務を果たし、心身障害者授産施設の運営に協力していくことを誓約いたします。

様式第3号(第2条関係)

身 上 調 書

年 月 日現在

ふりがな				世帯主				
入所者氏名				本籍				
住 所		伊勢市		電 話				
生 年 月 日								
本 人 の 事 項	障害になった原因	1 事故 2 病気 3 先天性 4 その他 () (発生時期 年 月頃)						
	障害の部位	1 視覚 2 聴覚 3 言語 4 肢体(下肢 上肢 体幹) 5 知障 6 その他()						
	病 名							
	補装具等の使用状況							
	身障手帳	1 有(県 号 種 級) 2 無						
	療育手帳	1 有() 2 無						
	日常生活に支障は	どの程度 1 有 2 無						
	学 歴 ・ 職 歴 等							
	年 月							
	年 月							
年 月								
年 月								
年 月								
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	性別	健康状態	生年月日	職業又は学年	備 考	

様式第4号(第3条関係)

伊勢市中心身障害者授産施設通所決定通知書

年 月 日

様

伊勢市長

年 月 日付けで申請のありました心身障害者授産施設の入所
について、下記のとおり決定しましたので通知します。

入所希望者氏名	
判 定	1 合 2 否
入 所 開 始 日	年 月 日 ()
備 考	

伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 41 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則

伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 99 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 116 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用又は利用の許可の申請）

第 2 条 条例第 7 条の規定により、センター（図書室を除く。）の使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可申請書（様式第 1 号。以下「使用等許可申請書」という。）を市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）に提出しなければならない。

2 使用等許可申請書は、使用等の日の 2 月前から 3 日前までの期間内に提出しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めた場合で、センターの管理上支障がないときは、この限りでない。

（使用等の許可）

第 3 条 市長等は、使用等許可申請書を受理したときは、その使用等の目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可書（様式第 2 号。以下「使用等許可書」という。）を申請者に交付する。

2 使用等の許可は、申請の順序により行い、申請が同時の場合は、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共用のため市長等が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 センターの使用等の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、

使用等の際、使用等許可書を係員に提示しなければならない。

(使用等の許可の変更又は取消し)

第4条 使用者等は、許可を受けた事項を変更し、又は使用等の許可の取消しを受けようとするときは、伊勢市地区コミュニティセンター使用等変更許可申請書(様式第3号)又は伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可取消承認申請書(様式第4号)に使用等許可書を添えて市長等に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を使用等の日の5日前までに提出して行わなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による申請書を受理し、正当な理由があると認めるときは、伊勢市地区コミュニティセンター使用等変更許可書(様式第5号)又は伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可取消通知書(様式第6号)を申請者に交付する。

(使用等の時間)

第5条 使用者等がセンターを使用等することができる時間は、許可を受けた時間(次項において「使用等の時間」という。)内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 使用等の時間の延長は、センターの使用等の開始後はこれを認めない。ただし、センターの管理上支障がないと市長等が認めるときは、この限りでない。

(使用等の期間)

第6条 センターの使用等の期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、市長等が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(冷暖房の利用料)

第7条 冷暖房の利用料は、別表のとおりとする。

(使用料又は利用料金の減免)

第8条 条例第12条の規定により、使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）の減免を行うことのできる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。ただし、前条の利用料については、第1号に掲げるところによる。

- (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用等する場合 10割
- (2) 市内の社会教育団体又は公共的団体が主催する行事に使用等する場合 10割
- (3) 市が後援し、又は協賛する行事に使用等する場合 5割
- (4) 前3号に準ずるもので、市長等が特に必要と認めた場合 当該各号に準ずる割合

2 使用料等の減免を受けようとする者は、伊勢市地区コミュニティセンター使用料等減免申請書（様式第7号）を市長等に提出しなければならない。

（使用料等の還付）

第9条 条例第13条ただし書の規定により、使用料等の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者等の責めによらない事由により使用等できなかった場合 既納使用料等の全額
- (2) 使用者等が第4条第2項に規定する期日までに使用等の許可の取消しをした場合 既納使用料等の全額
- (3) 使用者等が使用等変更許可を受けた場合において既納使用料等に過納金が生じた場合 過納金の全額
- (4) その他特に市長等が還付することが適当と認めた場合 既納使用料等の半額

（特別の設備等の許可）

第10条 使用者等は、条例第15条の規定により、センター使用等のため

に特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用等しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を使用等許可申請書に添付して市長等に申請しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めたときは、使用等許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(入場の制限)

第 11 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第 12 条 使用者等その他センターを使用等する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設、設備及び器具を使用等しないこと。
- (2) 指定場所以外での火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (3) 危険物、不潔物及び動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 壁、柱、窓等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (6) 使用等の後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (7) その他市長等がセンターの管理上必要と認めた指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第 13 条 センター及びセンターの敷地内において物品の販売、広告、宣伝

及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(図書の利用)

第 14 条 センターの図書室に備え付ける図書の利用については、伊勢市立伊勢図書館規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 25 号)の例による。

(損傷等の届出)

第 15 条 使用者等は、センターの施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市地区コミュニティセンター施設等損傷(滅失)届(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(係員の立入り)

第 16 条 使用者等は、係員が職務遂行のため使用又は利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 99 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

区 分	利用料（1時間につき）
会議室1	200円
会議室2	100円
図書室	無料

備考 使用等の時間に1時間未満の端数が生じるときは、1時間として取り扱うものとする。

様式第1号(第2条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可申請書

年 月 日

(あて先) (伊勢市長・指定管理者)

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

次のとおり コミュニティセンターの使用等の許可を申請します。
なお、使用等に当たっては、使用等の条件を守ります。

使用等日時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等目的	(名称) (目的・内容)					
使用等施設	会議室 1 会議室 2					
附属設備等の使用等	1 使用等する(別紙のとおり)		2 使用等しない			
特別の設備等	1 有(別紙のとおり)		2 無			
使用等予定人数	人		冷暖房使用等	1 有 2 無		
※使用料等	規定の使用料等	円(室料		円、附属設備	円、冷暖房 円)	
	減免額	円(室料		円、附属設備	円、冷暖房 円)	
	差引使用料等	円(室料		円、附属設備	円、冷暖房 円)	
※許可年月日及び番号	年 月 日		No.			
※納付年月日	年 月 日					
※使用等許可決裁						

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可書

年 月 日
第 号

様

(伊勢市長・指定管理者)



次のとおり コミュニティセンターの使用等を許可します。

使用等日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等目的	(名称) (目的・内容)				
使用等施設	会議室1 会議室2				
附属設備等の使用等	1 使用等する(別紙のとおり) 2 使用等しない				
特別の設備等	1 有(別紙のとおり) 2 無				
使用等予定 人数	人	冷暖房使用 等	1 有 2 無		
使用料等	円(室料 円)				
使用等条件	1 伊勢市地区コミュニティセンター条例及び同条例施行規則を遵守すること。				

様式第3号(第4条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等変更許可申請書

年 月 日

(あて先) (伊勢市長・指定管理者)

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

次のとおり コミュニティセンターの使用等許可の変更を申請します。

使用等許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
使用等の 許可を受 けた施設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)			
変更理由						
変更事項	日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	使用等施 設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)		
※使 用 料 等	変更後使用料等		円			
	既納使用料等		円			
	差 引 き		円 (還付・不足)			
※変 更 許 可 決 裁						

- 注1 ※印の欄は記入しないでください。
2 使用等許可書を添付してください。

様式第4号(第4条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可取消承認申請書

年 月 日

(あて先) (伊勢市長・指定管理者)

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

次のとおり コミュニティセンターの使用等許可の取消しを申請します。

使用等許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等 の許可を 受けた 施設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)		
使用等 の取消し したい 施設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)		
使用等 取消 理由					
※使用 等料の 還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第9条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第4号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第2号該当 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 第9条第3号該当			
	還付金	既納使用料等 円	還付率 /100	還付金額 円	
※使用 等取消 承認 決裁					

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第5号(第4条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等変更許可書

年 月 日

様

(伊勢市長・指定管理者)



年 月 日付で申請のあった コミュニティセンターの使用等許可の変更について、次のとおり許可します。

使用等許可 日 時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで	
使用等許可 を受けた 施設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)				
変更理由							
変更事項	日 時	年 月 日		午前 午後	時から	午前 午後	時まで
	使用等施設 等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)			
使用等料	変更後使用料等				円		
	既納使用料等				円		
	差引き				円	(還付・不足)	

様式第6号(第4条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等許可取消通知書

年 月 日

様

(伊勢市長・指定管理者)



年 月 日付で申請のあった コミュニティセンターの使用等許可の取消しについて、次のとおり承認します。

使用等許可 日 時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等 の許可を 受けた 施設等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)		
取消承認 する施設 等	会議室1	会議室2	附属設備等(別紙のとおり)		
使用等取 消理由					
使用料等 の還付	審査内容	<input type="checkbox"/> 第9条第1号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第4号該当 <input type="checkbox"/> 第9条第2号該当 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 第9条第3号該当			
	還付金	既納使用料等 円	還付率 /100	還付金額 円	

様式第7号(第8条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター使用等料減免申請書

年 月 日

(あて先) (伊勢市長・指定管理者)

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

コミュニティセンターの使用等料の減免について、次のとおり申請します。

使用等 の日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用等 の目的	(名称) (目的・内容)				
使用等施 設等	会議室1	会議室2	附属設備(別紙のとおり)		
減免理由					
※審査内 容	<input type="checkbox"/> 第8条第1号該当(10割) <input type="checkbox"/> 第8条第2号該当(10割)		<input type="checkbox"/> 第8条第3号該当(5割) <input type="checkbox"/> 第8条第4号該当(割)		
※減免許 可決裁					

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第8号(第15条関係)

伊勢市地区コミュニティセンター施設等損傷(滅失)届

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

住所(所在地)
氏名(名称)
(使用等責任者)
連絡先電話

次のとおり コミュニティセンターの施設等を損傷(滅失)したので届け
出ます。

使用等の許可年月日及び許可番号	年 月 日 許可第 号
使用等の目的	(名称) (目的・内容)
損傷(滅失)の日 時	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失)した施設等の箇所及び程度	
損傷(滅失)の原因及び状況	

※届出番号	※損害査定額 円					

注 ※印の欄は記入しないでください。

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 42 号

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則

伊勢市平家の里利用施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 102 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市平家の里利用施設条例（平成 18 年伊勢市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第 2 条 条例第 6 条の規定により伊勢市平家の里利用施設（以下「施設」という。）の利用許可を受けようとする者は、伊勢市平家の里利用施設利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の平家の里キャンプ村にあつては 3 箇月前から当日まで、農林漁業体験実習館、野外緑地広場、休憩所、水車小屋及び製炭がまにあつては 3 箇月前から 3 日前までに提出しなければならない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第 3 条 指定管理者は、施設の利用を許可しようとするときは、伊勢市平家の里利用施設利用許可書（様式第 2 号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。

2 施設利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可の変更又は取消しをしようとするときは、利用許可書を添えて伊勢市平家の里利用施設利用変更・取消申請書（様式第 3 号）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (2) 許可された以外の施設及び設備、器具を利用しないこと。
- (3) 指定場所以外で火気を利用しないこと。
- (4) 指定場所以外にごみ、その他汚物を捨てないこと。
- (5) 広告等をみだりに掲示し、又は散布しないこと。
- (6) 竹木を伐採し、又は土石及び植物を採取しないこと。
- (7) 立入禁止区域に立ち入らないこと。
- (8) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(販売行為の禁止)

第10条 何人も施設及び施設の敷地内において、物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(損傷等の届出及び損害賠償義務等)

第5条 利用者は、施設の建物、設備又は備品等を損傷又は滅失したときは、その旨を指定管理者を経由して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合においてその損傷又は滅失が利用者の責めに帰すべきものであるときは、当該利用者に対し、これを原状に

回復すべきことを指示し、又はその損害賠償額を定めて利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の指示又は損害賠償額の通知を受けたときは、速やかに原状に回復し、又は損害賠償額を納付しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市平家の里利用施設条例施行規則(平成17年伊勢市規則第102号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

伊勢市平家の里利用施設利用許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所又は所在地

申請者

氏名又は団体名

電話

次のとおり利用の許可を申請します。

利用日時	<p>年 月 日</p> <p>午前 午後 午前 午後</p> <p>時 分から 時 分まで</p>
利用施設	<input type="checkbox"/> 平家の里キャンプ村 ロッジ 棟、テントサイト 区画
	<input type="checkbox"/> 農林漁業体験実習館 室名
	<input type="checkbox"/> 野外緑地広場 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 水車小屋 <input type="checkbox"/> 製炭がま
利用目的及び内容	
利用人員	
その他	

様式第2号(第3条関係)

伊勢市平家の里利用施設利用許可書

年 月 日

住所又は所在地

申請者

氏名又は団体名 様

指定管理者 印

年 月 日付で申請のあった施設の利用を許可します。

利用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">午前 時 分から 午後 時 分まで</p>
利用施設	<input type="checkbox"/> 平家の里キャンプ村 ロッジ 棟、テントサイト 区画
	<input type="checkbox"/> 農林漁業体験実習館 室名
	<input type="checkbox"/> 野外緑地広場 <input type="checkbox"/> 休憩所 <input type="checkbox"/> 水車小屋 <input type="checkbox"/> 製炭がま
利用目的及び内容	
利用人員	
利用料	
その他	

利用許可条件 伊勢市平家の里利用施設条例及び同条例に基づく伊勢市平家の里利用施設条例施行規則を守り、管理員の指示に従うこと。

様式第3号(第3条関係)

伊勢市平家の里利用施設利用 **変更
取消** 申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所又は所在地

申請者

氏名又は団体名

電話

次のとおり利用の **変更
取消** をしたいので申請します。

許可事項

利用日時	年 月 日	午前 午後	時	分から
		午前 午後	時	分まで
利用施設	<input type="checkbox"/> 平家の里キャンプ村 ロッジ 棟、テントサイト 区画			
	<input type="checkbox"/> 農林漁業体験実習館 室名			
	<input type="checkbox"/> 野外緑地広場	<input type="checkbox"/> 休憩所	<input type="checkbox"/> 水車小屋	<input type="checkbox"/> 製炭がま
変更 取消 事項				

1 変更

(1) 変更事項

変更前	
変更後	

(2) 理由

2 取消

(1) 理由

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 43 号

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 106 号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市二見健康管理増進センター条例(平成 18 年伊勢市条例第 28 号)施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ伊勢市二見健康管理増進センター利用許可申請書(様式第 1 号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第 3 条 指定管理者は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その利用目的又は内容を検討し、適当と認めたときは、伊勢市二見健康管理増進センター利用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(遵守事項)

第 4 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 許可なくしてセンター内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
- (3) センター内外を不潔にしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けた場所(設備器具を含む。)以外の場所を利用しないこと。
- (6) 利用後は、速やかに原状に復し清掃をすること。
- (7) 前各号のほか、指定管理者の指示に従うこと。

(施設の損傷等の届出)

第5条 利用者は、施設、設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示するところに従いこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則(平成17年伊勢市規則第106号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号(第 3 条関係)

<p>伊勢市二見健康管理増進センター利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 ㊦ (法人にあっては、その名称及び代表者)</p> <p>下記のとおり利用したいので、許可されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>											
利 用 の 目 的											
利用の日時期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">月</td> <td style="width: 25%;">日</td> <td style="width: 25%;">時</td> <td style="width: 20%;">分から</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで
年	月	日	時	分から							
年	月	日	時	分まで							
利用施設の名称	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 トレーニングルーム</td> <td style="width: 50%;">2 食生活改善室</td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>4 健康管理情報収集室</td> </tr> <tr> <td>5 健康増進指導室</td> <td>6 その他()</td> </tr> </table>	1 トレーニングルーム	2 食生活改善室	3 研修室	4 健康管理情報収集室	5 健康増進指導室	6 その他()				
1 トレーニングルーム	2 食生活改善室										
3 研修室	4 健康管理情報収集室										
5 健康増進指導室	6 その他()										
利用予定人員	人										
利 用 備 品	冷房・暖房・机・椅子・湯のみ・灰皿・ガス器具・他()										
利 用 責 任 者	住 所 氏 名										
備 考											
利用許可の条件	記載の注意事項を遵守すること。										

様式第2号(第4条関係)

伊勢市二見健康管理増進センター利用許可書 年 月 日 様 指定管理者 印 年 月 日付けで利用許可申請のあった伊勢市二見健康管理増進センターの利用について、下記のとおり利用を許可する。 記	
利用の目的	
利用の日時期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用施設の名称	1 トレーニングルーム 2 食生活改善室 3 研修室 4 健康管理情報収集室 5 健康増進指導室 6 その他()
利用予定人員	人
利用備品	冷房・暖房・机・椅子・湯のみ・灰皿・ガス器具・他()
利用責任者	住 所 氏 名
備 考	
利用許可の条件	記載の注意事項を遵守すること。

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則をここ

に公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 44 号

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則

伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 121 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例（平成 18 年伊勢市条例第 29 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第 2 条 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用の許可）

第 3 条 指定管理者は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その利用目的又は内容を検討し、相当と認めるときは、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設利用許可書を交付するものとする。

（遵守事項）

第 4 条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
- (3) 施設の内外を不潔にしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けた場所(設備器具を含む。)以外の場所を利用しないこと。

(6) 利用後は、速やかに原状に復し清掃をすること。

(7) 前各号のほか、指定管理者の指示に従うこと。

(施設の損傷等の届出)

第5条 利用者は、施設、設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示するところに従いこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例施行規則（平成17年伊勢市規則第121号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

賓日館条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 45 号

賓日館条例施行規則

賓日館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 126 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、賓日館条例（平成 18 年伊勢市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可）

第 2 条 賓日館を利用しようとする者は、賓日館利用許可申請書（様式第 1 号）を提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、賓日館利用許可書（様式第 2 号）を交付することにより行うものとする。

（入館料の免除）

第 3 条 条例第 12 条第 3 項の規定により、賓日館に入館しようとする者のうち、次に掲げる者の入館料を免除することができる。

(1) 小学生未満の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者

(3) 前号に掲げる者のうち、介護を必要とする者の同伴者

2 前項の規定にかかわらず、特別の展示を行う場合の入館料の額は、同項に定める額に 20 を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

（利用料金の減免手続）

第 4 条 条例第 14 条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、

利用許可申請書を提出するときに、賓日館利用料減免申請書（様式第3号）を添えて申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料の減免を許可したときは、賓日館利用料減免決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（寄贈の手続）

第5条 賓日館に郷土資料を寄贈しようとする者は、賓日館郷土資料寄贈申込書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 賓日館に郷土資料を寄贈した者に対しては、賓日館郷土資料受領書（様式第6号）を交付するものとする。

（寄託の手続）

第6条 賓日館に郷土資料を寄託しようとするものは、賓日館郷土資料寄託申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

- 2 賓日館に郷土資料を寄託したものに対しては、賓日館郷土資料受託書（様式第8号）を交付するものとする。

（免責）

第7条 賓日館は、天災その他不可抗力による寄託資料の損失に対して、その責めを負わないものとする。

（遵守事項）

第8条 賓日館に入館する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 郷土資料等に触れないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を利用しないこと。

(6) その他指定管理者の指示すること。

2 賓日館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして館内にはり紙、釘打ちなどをしないこと。

(2) 許可を受けた場所、設備器具以外のものを利用しないこと。

(3) 利用後は、速やかに原状に復し清掃をすること。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の賓日館条例施行規則（平成17年伊勢市規則第126号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">賓日館利用許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住所 申請者 氏名 ⑩</p> <p style="margin: 10px 0;">賓日館を下記のとおり利用したいので、許可されますよう申請します。 なお、許可の上は賓日館の利用に関する諸規定を遵守いたします。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>			
利用の目的			
利用室名			
利用期間	年 月 日 曜から		
	年 月 日 曜から(日間)		
利用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用責任者			
利用予定人数			
利用場所 利用料	利用料 区分	金 額	備 考
	大 広 間	円	
	中 広 間	円	
	旧 客 室 等	円	
備 考			

利 用 者 心 得

- 1 利用開始前に利用許可書を指定管理者へ提出してください。
- 2 利用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
 - (2) 許可なくして館内にはり紙、釘打ちなどをしないこと。
 - (3) 館内を不潔にしないこと。
 - (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 郷土資料等に触れないこと。
 - (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を利用しないこと。
 - (7) 許可を受けた場所、設備器具以外のものを利用しないこと。
 - (8) 利用後は速やかに原状に復し清掃をすること。
 - (9) 管理上に必要な指示に従うこと。
- 3 次に該当するときは、利用の停止又は許可の取消しをすることがあります。
 - (1) 利用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 利用許可の目的を変更したり、条件に違反したとき。
 - (3) 建物、備品等を破損するおそれのあるとき。
 - (4) 管理上支障があると認められるとき。
 - (5) 条例又は規則に違反したとき。
 - (6) その他指定管理者が不相当と認めるとき。
- 4 資料等を観覧される場合は、会議室利用料とは別に入館料をお支払ください。
- 5 利用中に建物、備品などを損傷又は滅失したときは、利用者は、その損害を賠償しなければなりません。
- 6 利用後の火気の始末、清掃、整理に十分注意し、係員の点検を受けてください。

様式第2号(第2条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">賓 日 館 利 用 許 可 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 600px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 300px;">様</p> <p style="margin: 10px 0 0 450px;">指定管理者</p> <p style="margin: 0 0 0 800px;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">日</p> <p style="margin: 0 0 0 150px;">申請のあった賓日館の利用については、下記のとおり許可します。</p> <p style="margin: 20px 0 0 450px;">記</p>			
利用の目的			
利用室名			
利用期間	年 月 日 曜から 年 月 日 曜から(日間)		
利用時間	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで		
利用責任者			
利用予定人数			
利 用 場 所 利 用 料	利用料 区分	金 額	備 考
	大 広 間	円	
	中 広 間	円	
	旧 客 室 等	円	
備 考			

様式第3号(第4条関係)

賓日館利用料減免申請書 <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住所</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">申請者</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏 名</div> <div style="text-align: right;">⑩</div> <p style="text-align: center;">次のとおり利用料を減免されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
利用の目的			
利用室名			
利用期間	年 月 日	曜から	
	年 月 日	曜から(日間)	
利用時間	午前・午後 時 分から	午前・午後 時 分まで	
利用責任者			
減免理由			
減免申請金額	円	※ 減免決定金額	円
備考			

※は記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)

賓日館利用料減免決定通知書 年 月 日 申請者団体名 代表者 住所 氏名 様 年 月 日付けで申請のあった利用料減免は、次のとおり決定されましたので通知します。 指定管理者 印 記			
利用の目的			
利用室名			
利用期間	年 月 日 曜から	年 月 日 曜から	(日間)
利用時間	午前・午後 時 分から	午前・午後 時 分まで	
利用責任者			
減免理由			
減免申請金額	円	減免決定金額	円
備考			

様式第5号(第5条関係)

<p>賓日館郷土資料寄贈申込書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>(あて先)伊勢市長</p>		
<p>住 所 申込者 氏 名</p>		
<p>⑩</p>		
<p>下記のとおり、資料を寄贈したいので申し込めます。</p>		
<p>記</p>		
品 名	数 量	備 考

様式第 6 号(第 5 条関係)

賓日館郷土資料受領書		
		第 年 月 号 日
様		伊勢市長 印
下記のとおり、資料を受領しました。		
記		
品 名	数 量	備 考

様式第7号(第6条関係)

賓日館郷土資料寄託申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> (あて先)伊勢市長 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">住所 申込者 氏名 ㊟</div> 下記のとおり、郷土資料を寄託したいので申請します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</div>			
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで		
寄託資料	品 名	数 量	備 考

様式第8号(第6条関係)

<p>賓日館郷土資料受託書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>下記のとおり、資料を受託しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで		
受託資料	品 名	数 量	備 考

(注) 賓日館は、天災その他不可抗力による受託資料の損失に対して、その責めを負いません。

サンライフ伊勢条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 46 号

サンライフ伊勢条例施行規則

サンライフ伊勢条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 128 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、サンライフ伊勢条例（平成 17 年伊勢市条例第 151 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般公開）

第 2 条 指定管理者は、条例第 8 条第 2 項の規定により別表第 1 に定める区分において一般公開をすることができる。

（利用許可の申請）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定によりサンライフ伊勢の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、サンライフ伊勢利用許可申請書（様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、トレーニング室の利用の許可を受けようとする場合又は前条の規定により利用の許可を受けようとする場合にあつては、口頭で申請することができる。

2 利用許可申請書は、利用日の 2 月前の日の属する月の初日から利用日当日までの間に提出しなければならない。

（利用の許可）

第 4 条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、サンライフ伊勢利用許可書（様式第 2 号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前条ただし書の規定によるトレーニング室の利用の許可の申請があつたときは、申請者からその住所及び氏名その他必要な事

項を聴取し、適当と認めたときは、トレーニング室利用券（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

- 3 トレーニング室以外の施設の利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により行うものとする。ただし、別に定める公共施設予約システムによる仮予約をした場合又は公用若しくは公共用のため指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用許可の変更又は取消し）

第5条 トレーニング室以外の施設の利用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、サンライフ伊勢利用変更許可申請書（様式第4号）又はサンライフ伊勢利用許可取消承認申請書（様式第5号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を利用日の7日前までに提出して行わなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の規定による申請に係る申請書を受理し、正当な理由があると認めたときは、サンライフ伊勢利用変更許可書（様式第6号。以下「利用変更許可書」という。）又はサンライフ伊勢利用許可取消通知書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（利用時間）

第6条 利用者がトレーニング室以外の施設を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

- 2 利用時間の延長は、その利用開始後はこれを認めない。ただし、サンライフ伊勢の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(利用期間)

第7条 トレーニング室以外の施設の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(トレーニング室年間利用者の住所等の変更)

第8条 トレーニング室の年間利用の許可を受けた者（以下「トレーニング室年間利用者」という。）は、その住所又は氏名に変更があったときは、その旨を指定管理者に届け出るとともに、トレーニング室利用券を提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、新たにトレーニング室利用券を作成し、これを当該届出をした者に交付するものとする。

(トレーニング室利用券の再交付の申請)

第9条 トレーニング室年間利用者は、トレーニング室利用券を破り、汚し、又は失ったときは、指定管理者に再交付を申請することができる。

2 トレーニング室利用券を破り、又は汚したトレーニング室年間利用者が前項の規定による申請をする場合には、そのトレーニング室利用券を指定管理者に提出しなければならない。

3 トレーニング室年間利用者は、トレーニング室利用券の再交付を受けた後、失ったトレーニング室利用券を発見したときは、速やかに、これを指定管理者に返還しなければならない。

(利用許可書の所持等)

第10条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、サンライフ伊勢の利用の際、利用許可書若しくは利用変更許可書又はトレーニング室利用券を所持し、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(冷暖房等の利用料)

第 11 条 冷暖房並びに附属の設備及び器具の利用料は、それぞれ別表第 2 及び別表第 3 に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(利用料金の減免)

第 12 条 条例第 14 条の規定によりトレーニング室以外の施設の利用料金の減免を行うことのできる特別な事由及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 10 割
- (2) 市内の公共的団体が主催する行事に利用する場合 10 割
- (3) 市が後援し、又は協賛する行事に利用する場合 5 割
- (4) 前 3 号に準ずるもので、指定管理者が特に必要があると認めた場合
市長の承認を得て、指定管理者が定める割合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、サンライフ伊勢利用料金減免申請書（様式第 8 号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の還付)

第 13 条 条例第 15 条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことができるとき及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が第 5 条第 2 項に規定する期日までにトレーニング室以外の施設の利用の許可の取消しをしたとき 既納利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けた場合において既納利用料金に過納金が生じたとき 過納金の全額
- (4) その他指定管理者が特に還付することを適当と認めたとき 既納利用料金の半額

(特別の設備等の許可)

第14条 利用者は、条例第17条の規定によりサンライフ伊勢の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第15条 利用者その他サンライフ伊勢を利用する者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サンライフ伊勢の施設、設備及び器具を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設、設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 指定場所以外での火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品及び動物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (7) 利用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。
- (8) その他指定管理者がサンライフ伊勢の管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(係員の立入り)

第16条 利用者等は、指定管理者が職務遂行のため利用又は利用中の場

所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第 17 条 利用者等は、サンライフ伊勢の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨をサンライフ伊勢施設等損傷(滅失)届(様式第 9 号)により指定管理者を経由して市長に届け出なければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、サンライフ伊勢の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前のサンライフ伊勢条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 128 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

区 分	日 時 等
一般公開日	指定管理者が別に定める時間の範囲内

別表第 2（第 11 条関係）

区分		冷暖房設備基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	時間外又は超 過時間
		9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～21 時	1 時間当たり
研修室		610 円	820 円	820 円	200 円
会議室		610 円	820 円	820 円	200 円
職業講習室	A	610 円	820 円	820 円	200 円
	B	610 円	820 円	820 円	200 円
教養文化室	A	610 円	820 円	820 円	200 円
	B	610 円	820 円	820 円	200 円

備考 午前、午後又は夜間の時間区分を通して利用する場合の利用料は、
それぞれの時間区分の利用料の合計額とする。

別表第3（第11条関係）

設備器具名	単位	基本利用料
拡声装置	1組	2,060円
ビデオ装置	1式	510円
バスケット用器具	1式	200円
卓球用器具	1式	200円
バレーボール用器具	1式	200円
バドミントン用器具	1式	200円
コンセント	1口	200円

備考

- 1 利用料は、別表第2の午前、午後又は夜間を単位として、それぞれ徴収する。
- 2 午前、午後又は夜間の区分を通して利用する場合は、それぞれの区分の利用料を加算した額をその利用料とする。

様式第1号(第3関係)

サンライフ伊勢利用許可申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>	(あて先)指定管理者	住所	(所在地)				現場責任者
		名称					
		氏名					電話番号
利用日時	月 日(曜)午 前後 時から 月 日(曜)午 前後 時まで						
利用目的							
利用予定人員	男	人	女	人	計	人	
該当するものに○印を付けてください。	利用する施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室 A B					
		4 教養文化室 A B 5 体育館 体育集会					
	利用する設備器具	1 拡声装置(体育室・職業講習室) 2 ビデオ装置					
		3 バスケット 4 卓球 5 バレーボール					
		6 バドミントン					
冷暖房	有 ・ 無						
入場料等	入場料	有(円) ・ 無					
特別設備	有 () ・ 無						
変更の事由							

様式第2号(第4条関係)

サンライフ伊勢利用許可書

利用許可番号	住所 (所在地)	現場責任者			
利用申請書受付 年月日		名称	電話番号		
年月日	氏名				
利用日時	月 日(曜)午 前 後 時から 月 日(曜)午 前 後 時まで				
利用目的					
利用予定人員	男	人	女	人	計 男
該当するものに○印を付けてください。	利用する施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室			A B
	利用する設備器具	4 教養文化室 A B 5 体育館 体育集会			
	冷暖房	1 拡声装置(体育室・職業講習室) 2 ビデオ装置			
	入場料等	入場料	3 バスケット 4 卓球 5 バレーボール		
	特別設備	6 バドミントン			
	変更の事由	有 ・ 無			
遵守事項	1 サンライフ伊勢の施設、設備及び器具を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。				
	2 利用許可を受けていない施設、設備及び器具を利用しないこと。				
	3 指定場所以外での火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。				
	4 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品及び動物を持ち込まないこと。				
	5 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。				
	6 許可を受けなくて壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。				
	7 利用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。				
	8 その他指定管理者がサンライフ伊勢の管理上必要と認めてする指示に従うこと。				

上記のとおりサンライフ伊勢の利用を許可します。

年 月 日

指定管理者



様式第3号(第4条関係)

(表)

No.	年 月 日	No.	年 月 日
トレーニング室利用券(控) 200 円		トレーニング室利用券 200 円	
住 所	_____ (男・女)	利用日	年 月 日
氏 名	_____ (年齢 歳)	利用区分	午 前・午 後・夜 間
中高年齢者 そ の 他			
利用	年 月 日		
午 前・午 後・夜 間			サンライフ伊勢

(裏)

ご注意
 〈本券は1名1回限り有効です。〉

- 1 サンライフ伊勢条例及び同条例
施行規則を固くお守りください。
- 2 職員の指示に従ってください。
- 3 設備の利用後は必ず整理整頓
をしてください。
- 4 本券の発行をもって領収にかえ
ます。

(表)

Ⓜ	(年間用)	(年間用)	
No.	年 月 日	No.	年 月 日
トレーニング室利用券(控) 4,120 円		トレーニング室利用券 4,120 円	
住所	_____ (男・女)		様
氏名	_____ (年齢 歳)	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から	中高年齢者		
年 月 日まで	そ の 他		サンライフ伊勢

(裏)

ご注意 〈有効期間を厳守してください。〉

- 1 サンライフ伊勢条例及び同条例施行規則を固くお守りください。
- 2 職員の指示に従ってください。
- 3 設備の利用後は必ず整理整頓をしてください。
- 4 ご利用の都度、本券を事務室へお出しください。
- 5 本券の発行をもって領収にかえます。

利用回数券 (トレーニング室・一般公開日用) サンライフ伊勢	
(ご注意) ○切り離れた券は無効です。 ○認印の無い券は無効です。 ○紛失した券の再発行はしません。 ○有効は発行日から6ヶ月です。 ○利用整理券1枚で、トレーニング室と一般公開日のいずれか一方を利用できます。	
(サンライフ伊勢)	午前・午後・夜間 No. -11 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
(サンライフ伊勢)	午前・午後・夜間 No. -10 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
(サンライフ伊勢)	午前・午後・夜間 No. -9 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
(サンライフ伊勢)	午前・午後・夜間 No. -8 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女

(サンライフ伊勢)	午前・午後・夜間 No. -7 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
	午前・午後・夜間 No. -6 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
	午前・午後・夜間 No. -5 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
	午前・午後・夜間 No. -4 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
	午前・午後・夜間 No. -3 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女
	午前・午後・夜間 No. -2 利用整理券 ○ 印 トレーニング室・一般公開 有効期限 年 月 日 中高 一般 利用日 年 月 日 男・女

（サ
ン
ライ
フ
伊
勢）

午前・午後・夜間 No. -1
利用整理券 ○ 印
トレーニング室・一般公開
有効期限 年 月 日 中高 一般
利用日 年 月 日 男・女

(表)

No.	年 月 日	No.	年 月 日
一般公開日利用券(控)		一般公開日利用券	
200 円		200 円	
住.....所		利用区分	午 前・午 後・夜 間
(男・女)			
氏名.....(年齢 歳)			
中高年齢者		サンライフ伊勢	
そ の 他			
午 前・午 後・夜 間			

(裏)

ご注意
〈本券は1名1回限り有効です。〉
1 サンライフ伊勢の設置及び管理に 関する条例及び同条例施行規則を固 くお守りください。
2 職員の指示に従ってください。
3 設備の利用後は必ず整理整とんを してください。
4 本券の発行をもって領収にかえま す。

様式第4号(第5条関係)

サンライフ伊勢利用変更許可申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>	住所		(所在地)			現場責任者		
	名称					電話番号		
	(あて先)指定管理者		氏名					
	利用日時		月 日(曜)午 前 時から 月 日(曜)午 前 時まで					
利用目的								
利用予定人員		男	人	女	人	計	人	
該当するものに○印を付けてください。	利用する施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室 A B					4 教養文化室 A B 5 体育館 体育集会	
	利用する設備器具	1 拡声装置(体育室・職業講習室) 2 ビデオ装置					3 バスケット 4 卓球 5 バレーボール	
	冷暖房	有 ・ 無						
	入場料等	入場料	有(円) ・ 無					
	特別設備	有() ・ 無						
変更の事由								

様式第5号(第5条関係)

サンライフ伊勢利用許可取消承認申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおりサンライフ伊勢の利用許可の取消しを申請します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用許可日時	月 日(曜)午 前後 時から 月 日(曜)午 前後 時まで
利用許可を受けた施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室 A B 4 教養文化室 A B 5 体育館 体育 集会
利用取消しをしたい施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室 A B 4 教養文化室 A B 5 体育館 体育 集会
利用取消しの理由	

様式第6号(第5条関係)

サンライフ伊勢利用変更許可書

利用許可番号	住所	(所在地)				現場責任者
利用申請書受付	名称					電話番号
	年月日	氏名				
利用日時	月 日(曜)午 前後 時から 月 日(曜)午 前後 時まで					
利用目的						
利用予定人員	男	人	女	人	計	男
該当するものに○印を付けてください。	利用する施設	1 研修室 2 会議室 3 職業講習室 ^A _B 4 教養文化室 ^A _B 5 体育館 体育集会				
	利用する設備器具	1 拡声装置(体育室・職業講習室) 2 ビデオ装置 3 バスケット 4 卓球 5 バレーボール 6 バドミントン				
	冷暖房	有 ・ 無				
	入場料等	入場料	有(円) ・ 無			
	特別設備	有() ・ 無				
変更の事由						
遵守事項	1 サンライフ伊勢の施設、設備及び器具を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。					
	2 利用許可を受けていない施設、設備及び器具を利用しないこと。					
	3 指定場所以外での火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。					
	4 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品及び動物を持ち込まないこと。					
	5 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。					
	6 許可を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。					
	7 利用後は、速やかに原状に回復し、清掃すること。					
	8 その他指定管理者がサンライフ伊勢の管理上必要と認めてする指示に従うこと。					

上記のとおりサンライフ伊勢の利用を許可します。

年 月 日

指定管理者

印

様式第7号(第5条関係)

サンライフ伊勢利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

印

年 月 日付けで申請のあったサンライフ伊勢の利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

利用許可日時	月 日(曜)午 前後	時から	月 日(曜)午 前後	時まで
利用許可を受けた施設	1 研修室	2 会議室	3 職業講習室	A B
	4 教養文化室	A B	5 体育館	体育 集会
利用取消しを したい施設	1 研修室	2 会議室	3 職業講習室	A B
	4 教養文化室	A B	5 体育館	体育 集会
利用取消しの理由				
利用料金の還付	既納利用料金 円	還付率 /100	還付金額	円

様式第8号(第12条関係)

サンライフ伊勢利用料減免申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

住 所
申請者
氏 名

次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 日 時	月 日(曜)午 前 後	時から	月 日(曜)午 前 後 時まで
利 用 人 員	人		
利 用 施 設	施 設 等 名	利 用 料 金	
		円	
利用設備器具		円	
冷 暖 房		円	
申 請 理 由			

上記の申請について、次のとおり決定したい。

決 定 区 分	承認・不承認	決 裁	起 案	年 月 日	
規定の利用料	円		決 定	年 月 日	
減 免 額	円				係
差引利用料金	円				

様式第9号(第17条関係)

サンライフ伊勢施設等損傷(滅失)届

(あて先)伊勢市長

住所(所在地)
氏名(名称)
(利用責任者)
連絡先電話

次のとおりサンライフ伊勢の施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
利 用 目 的	
損傷(滅失)の日 時	年 月 日 時 分頃
損傷(滅失)した施設等の箇所及び程度	
損傷(滅失)の原因及び状況	

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 47 号

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則

伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 130 号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、伊勢市二見浦海水浴場施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 154 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、伊勢市二見浦海水浴場施設（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第 2 条 条例第 3 条の規定による施設の利用の許可は、市長が発行する整理券兼領収書をもってこれに代えるものとする。

（遵守事項）

第 3 条 施設の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号で掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) ごみその他の汚物を捨てる行為をしないこと。
- (5) たき火等の危険のおそれがある行為をしないこと。
- (6) 施設等をその用途外に利用しないこと。
- (7) 管理上支障を来たすような行為をしないこと。

（行為の制限）

第 4 条 施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) はり紙若しくははり札等をし、又は広告を表示すること。

(損傷等の届出)

第5条 利用者は、施設の建物、設備又は備付けの器具等を破損、損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見浦海水浴場施設条例施行規則（平成17年伊勢市規則第130号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 48 号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を削り、第 20 条を第 19 条とする。

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 49 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表所印の項の次に次のように加える。

センター 一印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">伊勢市地域 包括支援セ ンター之印</div>	れい書	方24	介護保険要介護 認定等申請書、 介護給付費明細 書過誤返戻依頼 書	地域包 括支援 センター 一長	1
------------	---	-----	-----	---	--------------------------	---

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

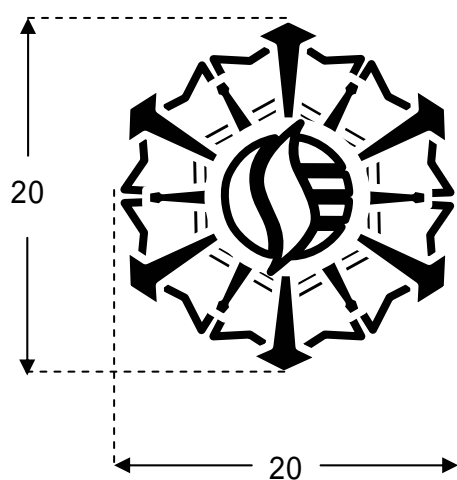
伊勢市規則第 50 号

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

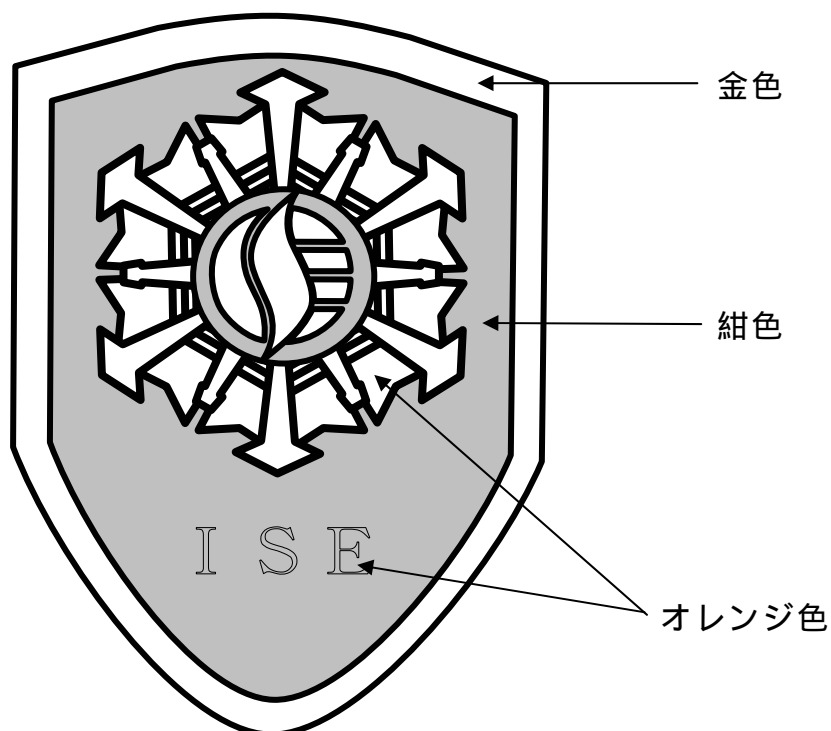
伊勢市消防吏員服制規則(平成 17 年伊勢市規則第 154 号)の一部を次のように改正する。

別表略帽の款色又は地質の項中「濃紺」を「紺」に改め、同表Tシャツの款色の項中「白」を「紺」に、同款製式の項中「黒色で」を削る。

伊勢市消防職員バッジの図を次のように改める。



エンブレムの図を次のように改める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市学習等供用施設条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委 員 長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市学習等供用施設条例施行規則の全部を改正する規則

伊勢市学習等供用施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第23号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、伊勢市学習等供用施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ伊勢市学習等供用施設利用許可申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小俣北部公民館を利用しようとする者は、教育委員会に提出しなければならない。

（利用の許可）

第3条 教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、前条の利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

（利用の許可の取消し等）

第4条 条例第9条に定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 設備、備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- （3） 利用許可申請書に偽りの記載があったとき。
- （4） 利用許可の目的を変更したり、条件に違反したとき。
- （5） 管理上支障があると認められるとき。
- （6） その他教育委員会等が不適當であると認めるとき。

（施設の損傷等の届出）

第5条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設及び附属備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会等に届け出て、その指示するところに従いこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
- (3) 施設内外を不潔にしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けた場所（設備器具を含む。）以外の場所を利用しないこと。
- (6) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃をすること。
- (7) 前各号のほか、教育委員会等の指示に従うこと。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市学習等供用施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第23号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第3条関係)

<p>伊勢市学習等供用施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) (伊勢市教育委員会又は指定管理者)</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあつては、その名称及び代表者)</p> <p>下記のとおり利用したいので、許可されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
利用の目的	
利用の日時期間	<p>年 月 日 時 分から</p> <p>年 月 日 時 分まで</p>
利用施設の名称	<p>1 1階学習室 2 休養室 3 調理実習室</p> <p>4 保育室 5 サンプルーム 6 2階学習室</p> <p>7 集会室 8 その他()</p>
利用予定人員	人
利用備品	<p>1 冷暖房施設 2 机 3 椅子 4 調理器具</p> <p>5 その他()</p>
利用責任者	<p>住所</p> <p>氏名</p>
備考	
<p>利用許可の条件 別紙記載の注意事項を厳守すること。</p>	

利 用 者 心 得

- 1 利用開始前に利用許可申請書を提出してください。
- 2 利用者は次の事項を守ってください。
 - (1) 建物その他の物件を汚損し、又はき損する行為をしないこと。
 - (2) 許可なくして施設内に貼紙、釘打ちなどしないこと。
 - (3) 施設内外を不潔にしないこと。
 - (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に危害や迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (5) 許可を受けた場所（設備器具を含む。）以外の場所を利用しないこと。
 - (6) 利用後は、速やかに原状に復し、清掃をすること。
 - (7) 前各号のほか、教育委員会等の指示に従うこと。
- 3 次に該当するときは、利用の停止又は許可の取消しをすることがあります。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 設備、備品等を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 営利を目的として、利用するとき。
 - (4) 利用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (5) 利用許可の目的を変更したり、条件に違反したとき。
 - (6) 管理上支障があると認められるとき。
 - (7) その他教育委員会等が不適當であると認めるとき。
- 4 利用中に建物、備品などを損傷又は滅失したときは、利用者はその損害を賠償しなければなりません。
- 5 利用後の火気の始末、清掃、整理に十分注意し、戸締まり等を確認してください。

伊勢市立公民館条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市立公民館条例施行規則の全部を改正する規則

伊勢市立公民館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第20号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用又は利用の許可の申請）

第2条 条例第7条第2項の規定により、公民館の施設若しくは設備の使用又は利用（以下「使用等」という。）の許可を受けようとする者は、伊勢市立公民館使用等許可申請書（様式第1号。以下「使用等許可申請書」という。）を使用等の日前30日から使用等の日までの間に教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）に提出しなければならない。

（使用等の許可等）

第3条 教育委員会等は、前条の規定により使用等許可申請書を受理した場合は、その使用等の目的及び内容を検討し、適当と認めるときは、伊勢市立公民館使用等許可証（様式第2号。以下「使用等許可証」という。）を申請者に交付する。

2 教育委員会等は、公民館の使用等の許可に際し必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用等許可書の提示）

第4条 公民館の使用等の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、使用等許可証を教育委員会等の職員（以下「職員」という。）に提示し、その指示を受けなければならない。

（使用等の取消し又は変更）

第5条 使用者等が使用等を取り消し、又は変更しようとするときは、使用等許可証を添えて第2条の規定に準じ、取消し又は変更の許可を受けなければならない。

（遵守事項）

第6条 使用者等は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (2) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可を得ないで壁、柱、扉等にはり紙、くぎ打ちなどをしないこと。
- (4) 許可人員を超えて入場させないこと。
- (5) 前各号に掲げるほか、職員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第7条 使用者等は、公民館の使用等を終了したときは、直ちにその使用等をした施設及び設備を原状に回復し、職員に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立公民館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

館長	主事	係	許可番号

伊勢市立公民館使用等許可申請書

年 月 日

(あて先) (伊勢市教育委員会・指定管理者)

住 所
申請者氏名

使用等責任者	団体名		
	住所 氏名		
	連絡先	電話	
使用等する施設及び設備			
使用等の日時	月 日 時から 月 日 時まで		
使用等の目的及び内容			
使用等人員	男	人	女 人 計 人
備 考			

様式第2号(第3条関係)

伊勢市立公民館使用等許可証

		許可番号	
申請者	住所		
	氏名		
使用等の許可施設及び設備			
使用等の許可日時	月	日	時から 月 日 時まで
使用等の目的及び内容			
使用等人員	男	人	女 人 計 人
上記のとおり許可します。 年 月 日 (伊勢市教育委員会・指定管理者)			

(注) 使用等当日は、必ずこの許可証を持参し、職員に提示してください。

伊勢河崎商人館条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢河崎商人館条例施行規則の全部を改正する規則

伊勢河崎商人館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第29号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢河崎商人館条例（平成17年伊勢市条例第193号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（観覧券の交付）

第2条 展示物（条例第9条第1項に規定する展示物をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、観覧料金の納付と引換えに観覧券の交付を受けるものとする。

（観覧券の提示）

第3条 前条の規定により観覧券の交付を受けた者は、展示室へ入室する際に当該観覧券を入口の係員に提示しなければならない。

（利用許可の申請）

第4条 条例第11条第1項の規定により室等（条例第4条第3号に規定する室等をいう。以下同じ。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めた場合で、商人館の事業の運営上又は管理上支障がないときは、この限りでない。

施設及び各室	期 間
南蔵1、南蔵2及び南蔵3	利用日の2月前から5日前まで
北蔵1	利用日の1年前から5日前まで
和室1、和室2、和室3、和室4及び茶室	利用日の2月前から利用日当日まで

（利用の許可）

第5条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用の許可は、申請の順序により行い、申請が同時のときは、申請者による協議又は抽選により決定するものとする。ただし、公用又は公共用のため指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、利用許可書を係員に提示しなければならない。

（利用許可の変更又は取消し）

第6条 利用者は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の許可の取消しを受けようとするときは、利用変更許可申請書又は利用許可取消承認申請書に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、当該許可又は承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る申請書を次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期日までに提出して行わなければならない。

施設及び各室	期 間
南蔵1、南蔵2及び南蔵3	利用日の30日前
北蔵1	利用日の10日前
和室1、和室2、和室3、和室4及び茶室	利用日の5日前

3 指定管理者は、前項の規定による申請書を受理し、正当な理由があると認めたときは、利用変更許可書又は利用許可取消通知書を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（利用時間）

第7条 利用者が室等を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、室等の利用開始後はこれを認めない。ただし、商人館の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めたときは、この限りでない。

（利用期間）

第8条 利用者は、次の表の左欄に掲げる室等の区分に応じ、同表の右欄に定める期間を超えて引き続き室等を利用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

施設及び各室	期 間
--------	-----

南蔵 1、南蔵 2 及び南蔵 3	1 年
北蔵 1	14日
和室 1、和室 2、和室 3、和室 4 及び茶室	6 日

(利用料金の還付)

第 9 条 条例第15条ただし書の規定により利用料金の還付を行うことができる特別な事由及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰さない事由により利用できなかったとき 既納利用料金の全額
- (2) 利用者が第 6 条第 2 項に規定する期日までに利用の許可の取消しをしたとき 既納利用料金の全額
- (3) 利用者が利用変更許可を受けたときにおいて既納利用料金に過納金が生じたとき 過納金の全額
- (4) その他指定管理者が特別な事由があると認めたとき 指定管理者が別に定めた額

(特別の設備等の許可)

第 10 条 利用者は、条例第18条の規定により、室等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、特別の設備等の内容を記載した書類を利用許可申請書に添付して指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、利用許可書にその旨を記載して許可するものとする。

(遵守事項)

第 11 条 商人館の展示室に入室した観覧者、利用者その他商人館に入館した者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び設備並びに展示物を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 利用の許可を受けていない施設、設備及び器具を利用しないこと。
- (3) 指定場所以外で火気の利用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(6) その他指定管理者が商人館の管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第12条 何人も、商人館及び商人館の敷地内において物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(係員の立入り)

第13条 利用者は、指定管理者が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(損傷等の届出)

第14条 利用者等は、商人館の施設、設備、備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を施設等損傷(滅失)届により指定管理者を経由して市長に届け出なければならない。

(観覧券等の様式)

第22条 観覧券及び利用許可申請書その他の室等の利用に係る書類(第14条の書類を除く。)の様式は、指定管理者が別に定める。

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、商人館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢河崎商人館条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 1 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会
委員長 菊 川 厚

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則の全部を改正する規則

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例（平成18年伊勢市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第8条の規定により、研修室の利用の許可を受けようとする者は、古市参宮街道資料館研修室利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日前30日から利用日前3日までの期間内に提出しなければならない。

（利用の許可）

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用許可申請書を受理した場合は、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるときは、古市参宮街道資料館研修室利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付する。

2 研修室の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際利用許可書を係員に提示しなければならない。

（利用の取消し又は変更）

第4条 利用者は、研修室の利用を取り消し、又は利用許可の内容を変更しようとするときは、利用日前5日までに利用許可書を添えて指定管理者に申し出て、その許可を受けなければならない。

（附属設備等の利用料金）

第5条 冷暖房施設及び附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

（利用料金の還付）

第6条 条例第13条ただし書の規定により、利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次の各号に定めるところによる。

（1） 利用者の責めによらない理由により利用できなかったとき 既納利用料金

の全額

- (2) 利用者が利用を開始する5日前までに利用の取消しの申出をし、指定管理者がこれを許可したとき 既納利用料金の半額
- (3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納利用料金に過剰金が生じたとき 既納利用料金の半額
- (4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認めるとき 市長の承認を得て、指定管理者が定める額

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設並びに設備及び器具を利用しないこと。
- (2) 壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 指定場所以外で火気を利用しないこと。
- (4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も参宮街道資料館の敷地内において、物品の販売、広告宣伝、署名及び寄附募集行為その他これに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

(資料の貸出し)

第8条 教育委員会は、参宮街道資料館に保存し、及び展示する資料（以下「資料」という。）を次の各号のいずれかに該当する場合は、館外へ貸し出すことができる。

- (1) 他の資料館等から公開することを目的として出品の要請があったとき。
- (2) 学校、研究所等教育、学術又は文化に関する諸施設から公開又は調査研究のために貸出しの要請があったとき。
- (3) その他教育委員会が適当と認める団体から貸出しの要請があったとき。

2 前項の規定により資料の貸出しを受けようとする者は、古市参宮街道資料館資料貸出許可申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の資料貸出許可申請書を受理した場合は、借用目的、輸送方法等を検討し、適当と認めるときは、古市参宮街道資料館資料貸出許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

4 教育委員会は、参宮街道資料館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

5 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(転貸の禁止)

第9条 前条の規定により資料の貸出しを受けた者は、その貸出しを受けた資料を他に転貸してはならない。

(資料の特別利用)

第10条 学術等の研究調査のため、資料の撮影、模写、模造等の行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該資料が寄託資料である場合は、当該寄託者の承諾書を提出しなければならない。

2 第8条第4項の規定は、前項の許可について準用する。

(資料の寄託)

第11条 教育委員会は、資料の寄託を受けたときは、展示資料又は参考資料に分類し整理保存するとともに、古市参宮街道資料館寄託資料保管書(様式第5号)を寄託者に交付するものとする。

2 寄託者は、寄託資料の返還を求めようとするときは、前項の寄託資料保管書を添えて、返還日の10日前までに申し出なければならない。

(運営委員会の設置)

第12条 参宮街道資料館の適切な運営を図るため伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の構成)

第13条 運営委員会は、委員10人以内で構成する。

2 運営委員は、地域代表者のうちから指定管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の組織)

第14条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第15条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、参宮街道資料館の管理に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年伊勢市指定管理者規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

1 冷暖房設備利用料金

区 分	暖 房	冷 房
1時間当たりの金額	100円	100円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 附属設備利用料金

器具の名称	単位	金額	備 考	そ の 他
拡声装置	一式	500円	マイク1本含む。	利用料は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から21時までを単位としてそれぞれ徴収する。
ワイヤレスマイク	1本	200円		
長机	1脚	100円	外部へ持出しの場合	
折りたたみ椅子	1脚	30円		

様式第1号(第2条関係)

古市参宮街道資料館研修室利用許可申請書			
			年 月 日
(あて先)指定管理者		住所又は所在地_____	
		申請者 名称及び氏名_____	
		電話_____	
次のとおり古市参宮街道資料館研修室の利用許可を申請します。			
利 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
利 用 の 目 的、内 容	(名称)		

	(目的、内容)		

入場の予定数		対 象	
入 場 料	有(円) 無		1 入場券 2 その他
利 用 責 任 者	住 所		
	氏 名	電話	
利用する附属 設 備			
特 別 の 設 備	<input type="checkbox"/> 設置する		<input type="checkbox"/> 設置しない
備 考			

※以下記入しないこと。

許可の条件

注 申請は、利用日前3日までにしてください。

様式第2号(第3条関係)

古市参宮街道資料館研修室利用許可書	
様	年 月 日 指定管理者 <input type="checkbox"/> 印
次のとおり古市参宮街道資料館研修室の利用を許可します。	
利 用 日 時	年 月 日(曜日)午 前 後 時 分~午 前 後 時 分
利 用 目 的	
利用予定人員	人
利 用 責 任 者	住 所
	氏 名
利用する附属設備	
特 別 の 設 備	<input type="checkbox"/> 設置する <input type="checkbox"/> 設置しない
備 考	
利 用 条 件	<p>1 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例及び伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則を遵守すること。</p> <p>2 上記利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。</p>

様式第3号(第8条関係)

古市参宮街道資料館資料貸出許可申請書

年 月 日

(あて先)伊勢市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり資料の貸出しを受けたいので申請します。

借 用 目 的			
借 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
借 用 場 所			
借 用 資 料	品 名	数 量	備 考
輸 送 方 法			
取 扱 責 任 者			

借 用 誓 約 書

上記のとおり借用するに当たっては、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則及び教育委員会の指示を守り、大切に保管するとともに、次のことを誓約します。

- 1 資料の転貸、撮影、模写、模造等の行為をしません。
- 2 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償します。
- 3 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意します。

氏 名 ㊦

様式第4号(第8条関係)

古市参宮街道資料館資料貸出許可書

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年 月 日付けの申請について、次のとおり許可します。

借受人	住 所			
	氏 名		電 話	
貸 出 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)			
貸 出 場 所				
利 用 資 料	品 名	数 量	備 考	
許 可 条 件 等	1 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則及び指定管理者の指示を守ること。 2 転貸、撮影、模写、模造等の行為をしないこと。 3 資料に損害を与えたときは、誠意をもって賠償すること。 4 資料の返還を緊急に求められたときは、これに同意すること。			

(注) 受取書の交付は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

受 取 書

上記の資料、確かに受け取りました。

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

様式第5号(第11条関係)

古市参宮街道資料館寄託資料保管書

年 月 日

様

伊勢市教育委員会 印

年 月 日付で、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館へ寄託を受けた下記資料を預ります。

1 資 料

品 名	数 量	備 考

2 保管期間

年 月 日～ 年 月 日

3 そ の 他

(注) 寄託資料の返還は、本書と引換えに行いますので大切に保管してください。

伊勢市告示第 90 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 18 年 9 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 18 年 9 月 13 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 91 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 18 年 9 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1803			
警告書はり付け日	平成 18 年 5 月 25 日			
放 置 場 所	伊勢市西豊浜町地内 市道西豊浜 4 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	トヨタ	塗 色	白色
	車 名	カローラ	自動車登録番号	三重 77 ひ 8002
	型式・種別	E-AT170・小型	車 台 番 号	AT170-4046475

2 申出先 伊勢市都市整備部維持管理課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市選管告示第 85 号

当市の選挙人名簿に登録されている下記の者について、当市に住所を有しなくなり表示をしてから平成 18 年 9 月 1 日現在で 4 箇月を経過したので、選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

男	677 人
女	528 人
計	1,205 人

「下記の者」は省略し、抹消者一覧表を選挙管理委員会事務局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

伊勢市選管告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条及び第 75 条の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 2,202 人

2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 36,691 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,073 人

伊勢市選管告示第 87 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 18 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 18,346 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 110,073 人

伊勢市選管告示第 88 号

当市の在外選挙人名簿に登録されている下記の者について、国内の市区町村において新たに住民票が作成され表示をしてから平成 18 年 8 月 5 日現在で 4 箇月を経過したので、在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 18 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

氏 名	性別	生 年 月 日	住民票作成年月日	住民票作成 市区町村名
城山 朱美	女	昭和 26 年 11 月 6 日	平成 18 年 4 月 4 日	三重県伊勢市

伊勢市上下水道事業告示第 61 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の休止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 18 年 9 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

工事店名	所在地	休止年月日
株式会社マナブ	伊勢市上野町 3326 番地	平成 18 年 5 月 23 日

伊勢市公告第 49 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 9 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	3 人	5,111 m ²	5 年
1 人	2 人	4,674 m ²	6 年

伊勢市公告第 50 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定により伊勢市森林整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する第 10 条の 5 第 8 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 18 年 9 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 51 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 18 年 9 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市竹ヶ鼻	柴犬	茶	雌	中	成犬	

2 抑留した日 平成 18 年 9 月 12 日

3 抑留期限 平成 18 年 9 月 14 日

4 連絡先

伊勢市生活環境部環境政策課(電話 0596-21-5540)

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室(衛生指導課)(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 52 号

公 示 送 達

下記の者の平成 18 年度国民健康保険料通知書（本算定）は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、福祉健康部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 9 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	通知書番号
瀬口 忍	宇治浦田 3 丁目 11 番 1 号	0000643-5
出谷 豊	宇治浦田 3 丁目 48 番 18 号	0048169-4
上村 力	古市町 122 番地	0081180-9
夏目 英樹	古市町 233 番地 シャトー T A N I G U C H I 3 F A	0014329-4
西村 清美	倭町 1 番地 30 ハイヅカズ A 号	0083250-8
北尾 健司	岡本 1 丁目 15 番 16 号	0017173-2
奥村 良次	岡本 2 丁目 2 番 3 号	0085468-4
奥野 誠	岩渕 3 丁目 10 番 26 号	0020023-5
藤岡 倉清	岩渕 3 丁目 4 番 20 号	0066323-5

岡本 一	吹上 2 丁目 9 番 31 号 丸二マンション 1 603 号	0063244-6
尾形 明	吹上 2 丁目 9 番 33 号	0069323-1
尾形 直希	吹上 2 丁目 9 番 33 号	0090355-6
石井 利兒	河崎 3 丁目 2 番 36 号 コートライトアップ 206 号	0001174-8
山下 重樹	河崎 3 丁目 5 番 11 号	0047594-3
高瀬しず子	船江 3 丁目 10 番 22 号 角谷ハイツ 21 号	0082712-9
森川 徳雄	船江 3 丁目 10 番 9 号	0083757-2
杉山 幸美	船江 4 丁目 2 番 45 号	0062483-0
山下 一男	宮後 2 丁目 14 番 52 号	0000687-2
射場 福男	一之木 4 丁目 1 番 17 号	0080312-9
月脚 戦治	一之木 4 丁目 6 番 7 号 フォーブル三木 103	0066011-6
林 亨	一之木 4 丁目 11 番 39 号 木の実東海 201 号室	0015865-6
榊田 豊一	一之木 4 丁目 3 番 1 号	0014398-9
中村 伸也	大世古 2 丁目 7 番 25 号	0048254-3
東川 宗生	大世古 4 丁目 5 番 5 号 コーポコスモス 206 号室	0010952-8
貝塚 功洋	曾祢 2 丁目 5 番 8 号 シャトーナツヤマ 609	0016304-5
亀井 勇	常磐 1 丁目 8 番 2 号 平和荘 2 階 3 号	0024978-6
下村 忠一	常磐 2 丁目 11 番 4 号	0016402-6
秋豆 正司	浦口 4 丁目 6 番 21 号	0040003-3
亀井美代子	辻久留 2 丁目 11 番 42 号	0012940-0
MAGBITANG RONELDA MERCADO	中島 1 丁目 3 番 10 号	0083832-3
佐々木与一	中島 2 丁目 11 番 21 号 北マンション 202 号	0082629-5
田代 早苗	中島 2 丁目 1 番 10 号 39 ビル 306 号	0016434-9
岡田 哲哉	竹ヶ鼻町 98 番地 2 市営住宅竹ヶ鼻第 1 団地 1 号	0082772-3
千場 陽子	竹ヶ鼻町 235 番地 1 東海船舶 206 号	0014604-0
鹿海 稔久	小木町 416 番地 1	0091305-1

東 伸紀	馬瀬町 1112 番地	0002556-7
志々目 誠	馬瀬町 1013 番地 ハイソピア 105 号	0017070-1
島田 壽人	下野町 20 番地 1 神鋼下野ハイソ 203 号	0017120-4
山本 太紀	下野町 154 番地 パレスコート 202 号	0049280-7
寺本 幸男	大湊町 328 番地 幸紀 203 号	0002583-0
藤波 正巳	大湊町 362 番地 1 市営住宅大湊団地 45 号	0090891-0
岩本 永熙	神久 1 丁目 6 番 3 号	0054620-8
中西 重雄	神久 2 丁目 2 番 27 号	0081892-9
西岡 良明	神久 4 丁目 1 番 51 号	0061379-2
大谷 涼	神久 5 丁目 8 番 46 号	0014785-7
濱田 眞一	神久 5 丁目 8 番 46 号	0098617-2
濱田 泰三	神久 5 丁目 8 番 46 号 神久荘 3 号	0089082-8
山本 義久	神久 6 丁目 8 番 23 号 プルミエ・ラムール 202 号	0062298-3
酒徳 元樹	黒瀬町 206 番地 1	0093065-8
犬飼 進	勢田町 1074 番地 グランメール 307	0021952-4
御村 修一	旭町 59 番地 1	0022333-6
宮本 文男	佐八町 1695 番地 4 ルミナエル 301 号	0065156-0
白木 賢次	西豊浜町 5439 番地 市営住宅西豊浜団地 18 号	0063435-1
西川 猛	東豊浜町 3343 番地	0303296-8
三宅 利雄	有滝町 594 番地	0002794-3
小川 知久	村松町 1381 番地 18	0013268-5
森下 朋一	村松町 3855 番地 1	0096416-0
森島三津廣	東大淀町 568 番地 4	0068725-0
石垣 洋子	上地町 4069 番地 2 ハイソサンハーモニ 101 号	0065229-5
世古 保之	上地町 4372 番地 3	0000148-4
埴田 実	上地町 605 番地 暁荘は号	0066343-3
井手 浩信	川端町 202 番地 9	0015341-8
澤村 勉	中村町 628 番地 23	0081801-1
中森 靖夫	楠部町 67 番地 14 斗南荘 11 号	0047290-9
温品 靖	楠部町 1734 番地	0017035-5

大阪 善保	朝熊町 3171 番地 1	0022530-8
シャー加奈	横輪町 130 番地 3	0069304-1
下村 廣	二見町茶屋 292 番地	0100241-7
VILLARDO LUZVIMINDA TUNGOL	二見町茶屋 260 番地 1	0104129-0
野口 幹雄	二見町溝口 703 番地 1	0103347-9
宮本 三郎	二見町西 1129 番地	0100740-9
大臺 浩史	小俣町元町 66 番地 1 元町ハイツ 102 号	0210792-7
小久保光也	小俣町元町 1239 番地	0206759-2
村田 武宏	小俣町元町 229 番地 1 ファミリーハウス三野 5 号	0208793-8
山下 慎	小俣町元町 1319 番地 友栄荘 1-D	0211250-5
松崎 弘	小俣町相合 1363 番地	0210621-9
オリベイラ アパレシード	小俣町明野 549 番地 2 エスポアール 中西 A 103	0207550-4
岩田 実	小俣町明野 541 番地 4 2 棟 109 号	0206910-1
小西 弘樹	小俣町明野 292 番地 7	0212144-9
増岡 明宜	小俣町明野 406 番地 1 コーポラスゆたか 1 B	0211867-7
片岡 直樹	小俣町宮前 673 番地 6	0206408-6
小島鹿次郎	小俣町宮前 529 番地 3	0206751-9
中山 啓	小俣町宮前 561 番地 2 コーポ宮前 105 号	0209222-7
赤坂 忠信	小俣町湯田 375 番地 豊田コーポ 302 号	0210041-9
高橋 渉	小俣町湯田 64 番地 3 メゾンヒロ 1-D	0210486-6
田中ゆきみ	小俣町湯田 852 番地 ニューフジ社宅 201 号	0210176-3
天野 英司	小俣町本町 1091 番地 メゾン小俣 102	0211066-5
渡邊 正夫	小俣町本町 497 番地服部アパート 4 号	0210777-9
渡邊 優一	小俣町本町 497 番地 服部アパート 4 号	0211601-0
石橋 広史	御菌町高向 799 番地 4	0301878-6
倉野 茂樹	御菌町高向 692 番地 おおとり荘 B 号	0303644-0

任田 克俊	御菌町高向 837 番地 2	0304224-9
野崎 悟	御菌町高向 647 番地 5 小橋苑 12 号室	0302733-2
松井たみ代	御菌町高向 2434 番地	0303102-8
藪木すすむ	御菌町高向 1035 番地 6	0302070-8
安部 敏夫	御菌町長屋 556 番地 中居 C 号	0303769-4
大西 俊也	御菌町長屋 957 番地 3 前田荘 4 号	0303931-0
神谷 学	御菌町長屋 2160 番地 1 ハイツ高橋 2 F - B 号	0304091-1
九鬼 康義	御菌町長屋 1089 番地 2 コーポそよかぜ A201 号	0304190-2
小口 昭子	御菌町長屋 556 番地 中居 C 号	0303785-0
永谷 郁男	御菌町長屋 556 番地 中居荘 C 号	0303940-1
西山 章雄	御菌町長屋 2160 番地 1 ハイツ高橋 2 F 2 号	0303556-6
藤田 和光	御菌町長屋 1081 番地 4	0025572-6
村田 雅彦	御菌町長屋 260 番地 2	0302882-5
林 和成	御菌町王中島 792 番地 2 コーポみその 102	0303101-0
西川 精一	名張市鴻之台 2 丁目 73 番 103 号	0012369-2
深平 善彦	津市高洲町 19 番地 32 高洲市営住宅 5 - 5	0304139-9

伊勢市公告第 53 号

公 示 送 達

下記の者の平成 18 年度介護保険料確定賦課分納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、福祉健康部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 9 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

氏 名	住 所	被保険者番号
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	0300137714
殿村 四郎	伊勢市吹上 2 丁目 8 番 18 号	0300033452
小津幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 株式会社丸二内	0300203900
井村 雅昭	伊勢市河崎 1 丁目 1 番 22 号 吉村アパート C	0300072891
川崎 一雄	伊勢市河崎 2 丁目 21 番 31 号	0300038108
西川 精一	伊勢市船江 1 丁目 8 番 12 号	0300024275
森川 徳雄	伊勢市船江 3 丁目 10 番 9 号	0300270246
山本 光男	伊勢市船江 4 丁目 4 番 30 号	0300243565
月脚 戦治	伊勢市一之木 4 丁目 6 番 7 号 フォーブル三木 103	0300266020
江村 南斗	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 47 号 森田荘 2 号	0300219490
柳田 豊一	伊勢市一之木 4 丁目 3 番 1 号	0300302239
川口 實	伊勢市一志町 4 番 2 号 水谷荘	0300302932
藤本ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	0300071730
中村 和信	伊勢市曾祢 2 丁目 7 番 20 号	0300270436

濱口 玉美	伊勢市浦口4丁目28番11号 市営住宅浦口団地17号	0300302262
北村 稔	伊勢市二俣2丁目4番31号 市営住宅さくらアパート24号	0300276490
邨瀬 正夫	伊勢市二俣4丁目4番2号 横浜ゴム社宅	0300284338
竹内 勇	伊勢市小木町589番地1 ロイヤル中川101号	0300291044
鹿海 稔久	伊勢市小木町416番地1	0300204053
鹿海 厚子	伊勢市小木町416番地1	0300310877
大谷 涼	伊勢市神久5丁目8番46号 神久荘	0300269008
久世 修	伊勢市黒瀬町614番地15	0300205524
太田八重子	伊勢市黒瀬町1724番地	0300128662
岡谷 茂清	伊勢市川端町103番地2	0300289451
中森 靖夫	伊勢市楠部町67番地14 斗南荘11号	0300300266
温品 靖	伊勢市楠部町1734番地	0300268323
中西 忠	伊勢市小俣町元町1002番地	9000108259
赤坂 忠信	伊勢市小俣町湯田375番地 豊田コーポ302号	9000126517
塩見 道雄	伊勢市御菌町高向1015番地3	0300307972
浦田 勝	伊勢市御菌町長屋550番地1	9000117706

伊勢市病院事業公告第6号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成18年9月5日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 区分Ⅰ 6人程度（随時採用予定）

区分Ⅱ 13人程度（平成19年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 区分Ⅰについては、昭和31年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者
- (2) 区分Ⅱについては、昭和32年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成19年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの者
- (3) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (5) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成18年12月28日（木）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

区分Ⅰ 合格者との協議によります。

区分Ⅱ 平成19年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、
平成18年度（平成17年11月～平成18年3月末）の定期監査を実施した
ので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成18年9月12日

伊勢市監査委員	小松尚平
同	浦野卓久
同	世古口新吾

平成 18 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定期監査実施年月日及び対象箇所	-----	1 頁
全 般 的 共 通 事 項	-----	3 頁
合 併 調 整 室	-----	3 頁
総 合 政 策 推 進 部	-----	3 頁
総 務 部	-----	4 頁
生 活 環 境 部	-----	5 頁
福 祉 健 康 部	-----	5 頁
産 業 部	-----	6 頁
ま ち づ く り 推 進 部	-----	7 頁
都 市 整 備 部	-----	7 頁
二 見 総 合 支 所	-----	8 頁
小 俣 総 合 支 所	-----	8 頁
御 薮 総 合 支 所	-----	9 頁
検 査 室	-----	9 頁
収 入 役 室	-----	9 頁
上 下 水 道 部	-----	9 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	-----	10 頁
教 育 委 員 会 事 務 局	-----	10 頁
消 防 本 部 (署)	-----	11 頁
議 会 事 務 局	-----	11 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-----	11 頁
農 業 委 員 会 事 務 局	-----	11 頁
監 査 委 員 事 務 局	-----	11 頁

2 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成18年度定期監査は市町村合併による新伊勢市の各部課（所・室）、各総合支所、市立伊勢総合病院、教育委員会事務局、消防本部（署）、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、市立の保育所（園）、小学校、中学校、幼稚園を対象に実施した。

3 監査を実施した監査委員

小 松 尚 平
浦 野 卓 久
世古口 新 吾

4 監査の方法

本年度実施した監査は、新しく伊勢市になった平成17年11月から18年3月末までに行った事業について資料の提出を求め、各所属長から所管業務の説明を受け、予算の執行、事務事業の運営、管理、契約及び工事等関係諸帳簿の調査を行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われていたか、支出は効果的に行われていたか、違法、不当な会計処理がなされていなかったか等のほか、公有財産、物品、その他財産の取得及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われていたか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正に行われていたか、各課で収入する事務処理は適正に行われていたか、補助金等の支出は適正に行われていたかなどを主に行った。

6 監査の結果

わが国の経済情勢は、やや緩やかな景気回復の兆しの中にあると言われるものの、地方自治体を取り巻く情勢は依然として厳しい現状であると思われる。

当市においては、平成17年11月1日に4市町村（旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御菌村）による合併が行われたが、三位一体の改革により地方交付税の削減等により大変厳しい財政状況の中、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿い、歳入については市税をはじめとする自主財源の収入確保に努められた。又、歳出については事業の見直しによる経費の抑制を図りながら、財政運営の健全化に努力されているものと認める。

なお、監査の結果は次に述べるとおりであるが、監査の時点で気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で善処を促し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 財政状況が一段と厳しい中、事務事業の一部において翌年度繰越が見られたが、ほぼ予定どおり遂行され、又、予算の執行においては、おおむね良好に処理がなされているものと認める。
今後とも行財政運営にあたっては、市民が誇りを持てるまちづくりを目指し、積極的に取組まれるよう望むものである。
- (2) 収入未済額については、今後とも削減に向け取り組まれるよう望むものである。
- (3) 各種補助金については、諸団体の事業実績を見極め、必要性や効果等の内容を十分精査し、予算執行の適正化を図られたい。
- (4) 財務に関する事務の執行については、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。
- (5) 時間外勤務数については、更なる時間外勤務削減のために、事務分担の見直しを行い特定の職員に業務が集中することのないよう、又、常に業務の見直しを行うことにより事務の無理・無駄を無くすよう、管理者の配慮を望むものである。

(各課に関する事項)

合 併 調 整 室

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

合併においては様々な問題を協議され新しい「伊勢市」が誕生したが、合併後間もないことから地域での格差があると思われるので、各課との調整を図り早期解決に向け取り組まれるよう望むものである。

総 合 政 策 推 進 部

秘書広報課 政策課 財政課 行政改革推進課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(秘書広報課)

- (1) 市民相談については、利用実績を考慮して、費用対効果の面からも検討されたい。
- (2) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のためにも一部職員に業務の偏りの無いよう努力されたい。

(政策課)

- (3) 人事考課制度については、職員全体への早期実施を図るとともに、人事能力評価及び人事異動への評価に繋がるよう担当部局との調整を検討されたい。

(財政課)

- (4) 市町村合併後、更に厳しい財政状況が予想される中で、財政改革プランの実行により健全な行財政運営を期待するものである。

(行政改革推進課)

- (5) 新しい伊勢市が誕生し、期待する市民の声に応えるためにも、行財政改革大綱に基づく実施計画の策定により、行財政改革の推進に期待するものである。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収税課
電算システム課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(職員課)

- (1) 市外出張旅費の支払いは前日の概算払いとなっているが、乗車切符の手配において立替払いが見られることから検討されたい。

(管財契約課)

- (2) 庁内の物品一括購入については、物品の在庫管理をするためにも物品受払台帳により整理するよう望むものである。

(課税課)

- (3) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、事務の効率化を図るとともに業務の分担にも配慮され、職員の健康管理のため時間外削減に向け検討されたい。

(収税課)

- (4) 収入未済額の削減に向け、引き続き取り組まれるよう望むものである。

生活環境部

環境政策課 資源循環課 人権政策課 戸籍住民課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(環境政策課)

- (1) 市営大世古墓地の除草と清掃業務委託については、過去の経緯があると思われるが、経費の面において引き続き検討されたい。
- (2) 衛生費収入における領収金額については、当該課において一時保管するのではなく速やかに処理されたい。

(資源循環課)

- (3) 環境にやさしい循環型のまち「ごみゼロのまち・伊勢」を目指し取り組んでいるが、更なる減量化を図る対策として、受益者負担としての有料化について、市民の理解を得られるよう検討されたい。

(人権政策課)

- (4) 市有財産売却の収入未済金については、返済者には種々事情があり収納が大変厳しい状況にあるが、引き続き努力されたい。

福祉健康部

医療保険課 福祉総務課 児童長寿課 (各保育所・保育園) 障害福祉課
介護保険課 健康課

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(医療保険課)

- (1) 国民健康保険料の領収書控の整理保管については、十分注意をされるよう望むものである。

(福祉総務課)

- (2) 生活保護者の認定判断については、引き続き適正な調査に基づき的確な判断により事務処理をされたい。

(児童長寿課)

- (3) 合併後の保育所(園)については、旧伊勢市と旧3町村との地域格差が大きいよ

うに思われることから、今後の課題として検討されたい。
(4) 保育園での郵便切手については、金額別の残数を確認できるよう切手受払簿にて管理されるよう望むものである。

(障害福祉課)

(5) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のためにも削減に向け努力されたい。

(介護保険課)

(6) 介護保険料の収入未済額の解消については、加入者の公平性の面からも引き続き努力されるとともに、時効経過したものについては適正に処理されたい。

(健康課)

(7) 事業が増加する中において、今後新たに取り組むべき事業か、また、現行事業を改めるべきものか、更なる見直しを検討されたい。

産 業 部

商工政策課 農林課 水産課 産業支援センター準備室

財務に関する事務の執行等に関しては、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(商工政策課)

(1) 利用者や参加者の少ない事業については、費用対効果等により事業存続の検討をされたい。

(農林課)

(2) 農業従事者の高齢化及び従事者の不足により、今後の農業の担い手の育成及び確保が重要な問題であることから更なる検討を図られたい。

(水産課)

(3) 漁業従事者の高齢化による後継者の育成課題が深刻な問題であることから、基本方針を定め積極的に取り組まれるよう努められたい。

(産業支援センター準備室)

(4) 一部書類に不備が見られたので、適正な事務処理を望むものである。

まちづくり推進部

まちづくり推進課 市民参画交流課 観光政策課 防災防犯課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(まちづくり推進課)

(1) 伊勢市駅周辺の整備及び中心市街地活性化等多くの事業に取り組まれていく中で、市民の声や委員会等の意見を十分考慮するとともに、時代の流れを敏感に察知し事業の推進を図られたい。

(市民参画交流課)

(2) 参加者の少ない事業が見られることから、より多くの方に参加をしていただくよう、更なる工夫を検討されたい。

(観光政策課)

(3) 旅客誘致についてはあらゆる方面において積極的に取り組まれており、今後も旅客増員のために新たなプランを期待するものである。

(4) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のためにも削減に向け努力されたい。

都市整備部

監理課 都市整備課 維持管理課 都市計画課 建築住宅課
宮川・横輪川改修対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(監理課)

(1) 伊勢市の港の玄関でもある宇治山田港湾の施設整備については、国・県へ積極的に働きかけ、早期実現に向け努力されたい。

(都市整備課)

(2) 住みよい快適なまちを目指し新たな事業に取り組んでいるところであるが、財政状況が逼迫する中において事業予算を考慮しつつ、事業の趣旨及び年次計画に基づき事業が推進されるよう望むものである。

(維持管理課)

- (3) 道路・港湾・河川の維持・補修・管理は快適な市民生活に直結することから、市民が安全で安心して暮らせるよう事業の円滑な推進を望むものである。

(建築住宅課)

- (4) 住宅新築資金等貸付事業償還金については、返済者には種々事情があり収納が大変厳しい状況にあるが、引き続き努力されたい。

二見総合支所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課 収入役室分室
教育委員会二見分室

事務の執行については、合併後間もない時期であったことから、旧伊勢市の会計事務処理に統一すべき事項が一部においてなされていなかったが、その他は、各課・分室とも財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(地域振興課)

- (1) 賓日館の入場料については、入場者確認のために、日報及び領収書の発行とその控えの保存に注意されたい。

(教育委員会事務局分室)

- (2) 使用料等の日報金額と調定決議書金額との不足額が、後日の調定決議書の内容に加算されているのが見られたので注意されたい。

小俣総合支所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 (グループホーム) 産業建設課
収入役室分室 教育委員会小俣分室 (図書館)

事務の執行については、合併後間もない時期であったことから、旧伊勢市の会計事務処理に統一すべき事項及び簿冊の登録が一部の課においてなされていなかったが、その他は、各課・分室とも財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(地域振興課)

- (1) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のため時間外削減に向け努力されるとともに、休日振替の実施を推進されたい。

(税務課)

(2) 証明手数料の内訳が確認できるよう、領収書のレジ打ち出し控えを保存されるよう望むものである。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 税務課 生活環境課 福祉健康課 産業建設課 収入役室分室
教育委員会御菌分室

事務の執行については、合併後間もない時期であったことから、旧伊勢市の会計事務処理に統一すべき事項が一部においてなされていなかったが、その他は、各課・分室とも財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

収 入 役 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

資金の運用管理については、万全を期すとともに、預金利息の上昇に伴い安全かつ効率的な運用方法について引き続き検討されたい。

上 下 水 道 部

管理課 料金課 上水道課 下水道課 各総合支所上下水道課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(水道事業)

(1) 老朽水道管の更新及び増口径管への布設替工事については、計画に基づき実施されているところであるが、資金力のあるこの時期に、工事の前倒しについて検討されたい。

(2) 合併により広域な範囲において業務を推進していくことから、本庁と総合支所との連携を密にし、給水の安定と市民サービス向上を目指し取り組まれない。

(下水道事業)

(3) 下水道においては、供用開始地区における水洗化の普及が肝要であると思われることから、啓発活動には十分力を入れ各家庭の理解が得られるよう努められたい。

(4) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のため時間外削減に向け努力されたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

医師の偏在化による医師不足、医療費の高騰、医療に対する市民ニーズの多様化等、病院事業を取り巻く状況は変化してきているが、限られた財源の中で、伊勢志摩地域の中核病院として市民の期待に応えられる安定した医療サービスの向上に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課	学校教育課	文化振興課	生涯学習・スポーツ課
教育研究所	各小・中学校	各幼稚園	

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

(教育総務課)

(1) 合併後の小・中学校及び幼稚園については、旧伊勢市と旧3町村との地域格差が大きいように思われることから、今後の課題として検討されたい。

(2) 小・中学校及び幼稚園での郵便切手については、金額別の残数を確認できるよう切手受払簿にて管理されるよう望むものである。

(学校教育課)

(3) 中学校においては、計画どおり平成20年9月の完全給食開始を目指し推進されるよう希望する。又、学校給食においては、安全で安心して食することができる安価な地元の食材の購入に向け、各関係機関と協議・調整を図っていくよう望むものである。

(文化振興課)

(4) 時間外勤務については、やむを得ない事情も察するが、職員の健康管理のためにも削減に向け努力されたい。

消 防 本 部 (署)

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘及び要望事項については、次に述べるとおりである。

消防署北出張所の廃止に伴う御菌町への分署の設置、二見出張所の新築移転等の計画が取り上げられているが、市民が安全、安心して暮らせるまちを推進するためには、十分に論議を尽くし結論を出されるよう望むものである。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。